

京都市左京区 鹿ヶ谷 高岸町地区精密調査報告書

京都市左京区鹿ヶ谷・高岸町地区調査報告

1967・10 — 11

目 次

はじめに	1
I 調査対象地区の選定理由	3
II 地 区 概 況	6
III 人 口 状 態	14
IV 家族と婚姻	24
V 産業および労働	35
VI 生 活 環 境	47
VII 生 活 水 準	60
VIII 教 育 状 況	67
IX 社 会 福 祉	73
X 同和行政と財政	83
XI 部落問題意識	95
対象地図略図	132

京都市左京区鹿ヶ谷高岸町地区

— 同和地区調査報告書 —

はじめに

この調査は、昭和37年9月15日から、同年10月5日までの期間を通じて、「同和対策審議会・調査部会」が実施したものである。調査対象地域は、「京都市左京区鹿ヶ谷高岸町」に所在する未解放部落の全世帯である。なお、調査対象は、同地区内に、上記調査期間中を通じて居住する世帯主を選定し、直接面接法によって調査の実施をみた。調査対象の選定方法は、地区隣保館における登録名簿の200戸のうちから、さらに世帯別に整理し、223世帯を調査対象リストにえた。但し、同期間中を通じて、不能票（主として長期不在）をみたため、回収票は220である。したがって、その回収率は約98%である。

なお、同地区周辺部一般地区からの標本は、同町に隣接する地区として、天王町、一永観音堂町他を選定し、同各地区より、その人口数に応じて約100の標本を選定し、調査を実施

施したものである。調査にあたっては、同審議会専門委員、竹中和郎、および内閣審議室三井速雄、事務室、同武田誠事務官が担当した。同地区の選定に当って、とくに、部落解放同盟京都府連合委員長朝田善文助氏、部落問題研究所常務理事木村京太郎氏の指示をえ、かつ同地区における部落解放同盟委員杉原、丸尾、山野、志村の諸氏および、同地区隣保館長平野万吉氏の積極的な協力をえた。なおフィールド・ワークに際しては、同地区子供会の、京都大学学生、および調査員には、同志社大学文学部社会科学科の学生に協力をえた。

未就、小学校、中学校生徒に関しては、これを別途に（昭和38年1月）調査を実施した。その際、園崎中学校・第三錦林小学校の各校長、および、京都市教育委員会竹内隆氏、同志社大学助教授法谷磐氏らの協力をえたことを付記しておきたい。また、京都市民生局福利課長塩川涉氏、同課同和係長豊田慶治氏、ならびに京都市北民生、安定所、浜谷良三氏らにも資料蒐集にあたって協力をえたことをつけ加えておく。調査インストラクター、あるいは集計に際して、明治学院大学小野哲郎君、日本社会事業大学青木勉君以下20名の同学

学生諸君の協力のあうたこともつけ加えておく。なお調査報告書作成にあたって、紙数の制限は、地区の概況を、概略的説明にとどまることをおこしわりしておく。資料分析は、全地区調査終了後にこれを取りまとめることにする。

I 調査対象地区の選定理由・問題類型

調査対象地区の選定にあたって、「京都市左京区鹿ヶ谷地区」については、つぎの諸点を考慮した。すなわち、(1)この調査とは、大都市にみられる未解放部落をまず、東京、名古屋、大阪、神戸、京都のうち、比較的同地区人口の地域的分布者の程度が高い都市として京都に求めたこと。(2)また、京都市は、5大都市のうちで、低所得以下の階層が人口の割合に対して比較的多く、しかも、被保護階層は、同市内未解放部落にことに顕著であること。(3)京都市内の比較的人口総数の多い9つの未解放部落のうち、多少とも解放化が進展している地区とみたこと。-----これは、同区田中義正地区と並んで、解放同盟を中心とする地域活動が近年において顕著に

示され、部落解放化の努力が、一応地域ぐるみという形で進行しているとみたこと。(一)市内未解放部落のうち、部落の伝統的産業ないしは、従来の職業構成が多少とも解体し、多少とも一般職員、ホワイトカラー階層がふくまれているとみたこと。(二)しかも、同和行政、教育などに関して、従来の地区における問題状況が漸次解決の方向をたどりつつあると考慮される地区、として、同鹿ヶ谷地区を選定したのである。

なお、京都市における未解放部落の一典型として把握したのでなく、大都市の未解放部落の一例として、「多少とも解放化への努力が積極的に進展している」と考慮される地区、としてその選定基準を求めたのである。同地区の選定にあたって先にみたように、部落解放同盟京都地区委員の諸氏および、同市民生局同和係の諸氏から同地区調査への指唆を受けたことを付記しておく。なおまた、同地区の選定前に、京都市北区鹿ヶ谷、桑沢地区を選定し、(昭和三十一年八月)同地区の調査を初実施するはずであったが、地区の事情により、その計画を更改した。したがって、地区選定にあたって、標本数の限定をうけ、京都地区内で同桑沢地区に人口構成において

多少とも類似した地区として同鹿ヶ谷地区を選定したことをつけ加えておく。

Ⅱ 地区概況

(1) 地刑の沿革：

同地区（左京区鹿ヶ谷部落）は、京都市の東部の東山山麓高台地区にある。京都市域にある他の未解放部落（桑原、養生、壬生、崇仁、三条、深草、竹田地区など）と同様に、地区形成の歴史は古い。当地区は通称「鹿ヶ谷」とよばれる。ここは明治4年に府下寝宮郡鹿ヶ谷村に編入され、大正7年京都市に編入、高岸町と改称されるに至った。また、それ以前は上栗郷に属し、竜ヶ口村と称した。鹿ヶ谷の名称は古く、すでに平家物語にも「東山鹿の谷」というところは、後三井寺につづいて、くしき城郭にぞありける」と記されている。同地区は、東方には山林をへだてて近江国瀬賀郡に境する街道に位置し、また西は岡崎町と白川の流に、南は南禅寺下河原町に、北は浄土寺町京南谷に接している。地区は多くの寺院の領有に属し、一時岡崎法勝寺の所領であったことがある。鹿ヶ谷の西方、白川をへだてて岡崎にある東天王社は、聖護院東方の西天王社とともに西天王と通称よばれ、祇園八坂神

社の末社である。このことから、祇園の大神人が広くこの地域にも分布していたことが推察される。また、現在の地区は、寛文年間（1661～72年）、岡崎方面からの移住によって形成されたとの伝承もある。したがって、錦林地区の源流は、京都市域他地区の三条地区と同様に、大神人であったと推定される。（「大神人は、神社境内の清掃、などの、職分を、そのご市中の清掃、などにまで拡大し、市中におよび清掃は、すべて大神人の指示をえるまで、その特権があたえられた」と記されている。）しかし、地区内の寺院「明照寺」の創建が文正2年（1219年）であることからみて、その最初の移住は小規模のものであったと思われる。（昭和28年3月、京都市民生局「京都市同和地区の史的調査報告」による）ことは今日残されている具体的な資料をみれば、地区の沿革については明示する術はないが、従来から同地区内には、部族固有の伝統産業はなく、多くは、土工、人夫（井戸掘など）の勞務に従事する人がみられた。地区人口は、明治40年＝456、昭和10年＝1,125（242世帯）、昭和15年＝1,209（249世帯）、昭和20年

834(204世帯)と、昭和以前においては、多少とも漸進的な増加がみられるが、昭和10年以降の人口および世帯数から理解できるように、その増、減はほとんどみられない。他地区との地域的移動率は極めて全しく、したがって、かつてみられた人口の増減は殆んど自然増加によるものとみることができた。

(2) 立地条件:

同地区は、面積22,243㎡であり、戸数は約200戸を数える。また人口は945のうち男473人、女472人である。したがって戸数密度は69.2と市内他部等に比べて密度が高い。(市内では、戸数密度、人口密度ともに高く、市内の部等のうち、三条、竹田、深草、桑沢にういて第5位にある。同地区は東西南北の各大通りによって、おおむねその道路に面して4面に明うかに区切られており、一つの行政的区割の単位となつてゐる点は特徴としてあげられる。地区に接した道路、および地区内の道路は、昭和31年の地区改善整理事業によって市内他部等に比べて比較的改善が加へられてゐる。また地区の西部には、北から南にかけて、白川が流れ

ており、その川筋は、以前と較べて多少とて整備されてゐる。また、同地区に繋がる、かつて「差別の橋」と地区住民にいられてゐた「高岸小橋」は、昭和36年に従来の木造、老朽になつたのを代へ鉄筋コンクリート橋にかけ替へた。

しかしながら、地区内における道路状況は、地区の中には、あるいは地区に面した部分や地区隣保館周辺の通りは、車輛の乗り入れが可能であるが、密集住宅地区に通じる小径は、巾約1.5m程度の小路ばかり残り残されており不衛生な状態のままに放置されてゐる部分がかかり残されてゐる。地区内には数戸の士建業主を除いて特定の地区産業、工場をみない。また市域の工場地域と隣接してゐるが、生態学的にみて、市内の商、工業地域というよりは、むしろ、一般住宅地区の一部に同地区が密集し、分結してゐるという状況を見ることが出来る。ことに同地区周辺は、いわゆる高級住宅地区および、新しく住宅地区として開けた部分とも接してゐる。したがって地区とは対照的な住宅部をその周辺の一部にみることが出来る。また交通は、市域にあるために、かなり便利な位置をえられており、地区から市電まで約300m、約3~5分

程度の時間距離にある。また市バスの利用も可能である。これらの交通機関によつて、地区は市の中央まで約20分、京町駅まで約30分程度の時間距離内に置かれている。

(3) 物的状況：

立地条件において、すでに道路状況については大まかに述べたが、地区の部分的にとり残されている小径、路地の問題は同時に地区の家庭、居住条件における問題とも関連をえている。すなわち、地区の一部は、昭和34年度の住宅改善事業の一部として、京都市内で最初に改良住宅の建設がみられ、現在では、48戸4棟（うち2棟は昭和29年度あとの2棟は昭和34年度）がこれらの改良住宅に居住するが、地区内住宅の大半は現在建設中のものを除いても、まだ完全な住宅改善が実施されるまでには至らない。すなわち、先きにみた道路を中心に被災をまぬがれた戦前からの老朽家屋の密集がかなり顕著に示されている。

さらにまた、住宅設備、ことに上下水道、便所などの点で、以前と比較すれば多少とも改善されているとはいへ、共同便所の形態がいまだとして残されており、不完全な状況のままに

とり残されている部分とかなりみられる。この荷は、いかに同地区の特徴であり、同じ地区をいしは、市内住宅地区には他未解放部落以外これらの形態を殆んどみない。京都市はことに共同便所の世帯人員に対する量の不足を補うために、「移動便所」を一時配置したが、根本的な住宅設備に対する対策とまでは至っていない。その他地区内の共同浴場、隣保館は地区住民にかなり広範囲に利用されており、ことに共同浴場は、地区に隣接する一般地区の利用者をかなりえている。また隣保館活動、および付属の診療所も同地区においてかなり多くみられるトコフォーマ、結核などの診断、治療にかなりの効果をあげている。

(4) 産業状況：

元来、同地区には、部落個々の伝統産業をとなす、若干の事業所をえている他は、地区住民の大部分は、失対、ないしは民間の家庭労働者として就労しているケースが多くみられる。また、地区内には、小売、雑貨、飲食店などみられるが、僅くわずかである。したがって、同地区は、第三次産業中心の第二次との混合型といえる。すなわち、第一次産業へ

の従事者は全くなく、日雇労働者以外に、一般会社、商店、官庁への僅かな就労人口をえているにすぎないからである。

(第IV章参照)この点については、京都地域における他部落とも一部共通しており、隣接の田中地区において、地区人口が僅かに灰産染などに従事したりするケースを除いて、他と変わらない。但し、隣接一般地区の職業構成が、小・中商・サービス業主・一般職員などによって大部分が占められているのに較べれば、地区の特徴を明示するものであるといえよう。しかしながら、戦前と比較して、多少とも地区内人口に単純労働者としての職種から、一般職員の数の増加をみること。またかつて地区内には、いわゆる「遊仙人」(賭人・テキヤ)がみうれたが、これらは、殆んど姿を失なったことなど、付加しておきたい。

(5) その他地区の一般概況：

調査対象地区は、京都市域における同和地区と同様に、従来から多少ともその改良が、進展しているとはいえず、ことに住宅の過密性、住宅設備の不良、不足、道路状況の不備において、市域一般住民地区と較べたが、顕著な劣悪性を示してい

る。同地区においては、ことし同和地区に高級住宅地帯を控えていることもあって、その物的荒廃化の状況は目立って示されている。また、地区における道路、住居、住宅設備、に示される、フィジカルな状況においても、地区の封鎖性を明示する諸特性がうかがえる。地元の明照寺を中心とした地域的分結が顕著であり、地区外住民との交流は殆んど積極的に求められていない。しかしながら、昭和27年以降、地区における従来の明照寺を中心とする壇家集団(奉賛会)、左いしは、旧隣組、町会に代る自治会組織の他に、解放同盟の支部が設置され、地区住民の啓蒙、左うびに各種の地域活動は、これら同盟の支部員によって極めて積極的に推進されている。解放同盟を中心とする地域活動は、地区住民の組織率の約5割程度にとどまっているが、メーデー「解放要求請願行進」解同主催の映画会や、資金カンパなどに際しては、比較的高い関心が示されており、その賛同、参加率は高いといえる。現在、自治会組織におけるこれらの新旧の役員数は、5対5であり、解同支部設置の頃から比較すれば、次第に組織率を高めているとみることができよう。また、部落差別にさいしての積極

的な自覚の推進と同時に、部落解放を旨として、各種の行政者の輩が、これらの地区人口を中心とするめられている。旧自治会役員、法曹会の役員は、主として年輩であり、これらのリーダーや活動と同様と屢々対立を示す場合がみられたが、今日では、ほとんどこの種の対立はなくなっている。しかるがら、他方、地区における青少年問題、ことに学業成績、知能の進歩率の点はもとより、その非行、犯罪などの問題行動への素がりが、多少とも顕著に示されている点はいかなりとして、対策上の課題としてとり残されている。

Ⅲ 人口状態

(1) 世帯数と人口

表ノ 世帯員数別にみた世帯数

世帯数 地域別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10人 以上	合計
(昭和10年)	5	20	33	48	34	33	13	5	13	16	220
鹿ヶ谷地区 (昭和28年)	23	91	150	217	155	150	59	23	59	73	1000

鹿ヶ谷地区は、昭和10年以降の世帯数および人口量に関する限り、それほど顕著な増減は示されていないことは、先の状況で示されたとおりである。現在の世帯数および人口についてみると、つぎのとおりである。(表ノ参照)すなわち、地区においては、4人世帯を中心とし、それ以上の世帯員をもち世帯は、全帯の約73%を占められる。しかるがら、ここで別表にみるように、一応世帯としての分離(ここでは、同一家庭、同一の生計を営む血統、非血縁関係にあるもの)はみられるとしても、さういふ血縁関係にあるもので、同一家庭に居住するもののうち、別世帯として同居するという形態をとるもの。すなわち、傍系親族を含む大家族としての形態が現われていることに注意すべきである。(第四章家族と結婚の章参照)また、世帯数、および人口の変動傾向については、京都市域の全・同和地区も、鹿ヶ谷地区と同様の傾向を示しており、その平均をみると、明治40年の人口を100として、昭和10年の166、同15年の178、同28年の134となっている。この傾向は、「明治40年から昭和15年にかけては自然増による人口増加が顕著であり、戦後は、

地区外流出を多少とも明示する」とされているが、錦林地区にみるかぎり、戦後はなお自然増を続けているとみることが出来る。すなわち同地区の出生、死亡率をみると（昭和32年度）、出生＝男ノタ、女ノ二（1000人率3人1）に対し死亡＝男ノタ、女ノ（同比ノタ、うち乳幼児死亡率3.6）となつてゐる。出生率は市域内同和地区のうち、ことに養生、竹田地区と並んで高く、また、死亡率が低いことと特徴としてあげられる。また、同地区においては、朝鮮人などのマイノリティ・グループが多少とも含まれてゐる。京都市域における同和地域には韓国・朝鮮人のマイノリティ・グループを多少とも含み、昭和15年当時では、市域同地区に含まれたそれは、843世帯、3,392人（全市の1.4%）。当時は京都在住朝鮮人口は約4万人、総人口に対して3.7%であつた。）みられたが、今日では、戦前および戦中地区在住状況はみられない。昭和32年度調査では、瀬ヶ谷地区に男34人、女18人がみられた。

(2) 性別・年令別にみた人口構成・密度

性別・年令別にみた、同地区の人口構成をみると、つぎのとおりである。（表2参照）

表2 性別・年令別にみた現住人口

事項	0 ~9	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80 以上	合計
男	84	58	50	78	93	43	32	25	10	0	473
女	67	60	44	86	88	52	30	29	8	8	472
男	17.5	12.3	10.6	16.5	19.8	9.1	6.8	5.3	2.1	0	
女	14.2	12.7	9.3	18.2	18.7	11.0	6.4	6.1	1.7	1.7	

表3 性別・年令別にみた別層人口

事項	0 ~9	10 ~14	15 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60~ 69	70 ~79	80 以上	合計
男	0	0	10	22	16	7	0	1	0	0	56
女	2	0	7	36	28	6	0	1	1	0	81
男		0	17.5	39.3	28.6	12.5	0	1.8	0	0	100.0
女	2.5	0	2.6	44.4	34.6	7.4	0	1.2	1.2	0	100.0

すなわち、男女に共通してロー・ティーンおよびそれ以下の年令階層に所属する人口、あるいは、30～40歳の年令階層に所属する人口が、全人口に対して比較的多くみられるということ。他方、他出人口の性、年令別にみた特徴に示されるように、ハイ・ティーン、および20～30歳の年令階層の

地域的流出の状況が顕著であったこと、(表3参照)などの
 事実、地区の人口構成の動向を明示しているといえよう。
 これらの傾向は、消費型の小都市としてみられる。京都市の
 特性、ある程度共通した側面をえているが、ことに、特定の
 世代の地域的流出という状況には留意すべきである。すなわ
 ち、人口流出の形態において、それが必ずしも当地区の封鎖
 的人口の分類という傾向を示さず、それが、一時的な移動の
 ための流出という状況を示しているからである。このことは
 世帯主自体についてみると転出経験をもつケースが多くみら
 れ、しかも地区外へ、分散的に、永住という形態をとら
 ずに、再流入するという状況が地区人口の一部に示されてい
 るからである。しかしながら、これらは地区人口のごく一部
 であり、多くは移動経験をほとんどもたない場合が多い。他
 方また、人口密度については、地区概況にもみたとおり、戸
 数密度と併わせてきわめて高い。(例えば地区においては
 $22,343m^2$ に対し、人口が1人である。)地区人口の変動
 は、その総数を漸次増加させる傾向がみられるのに対して、
 地区の範囲は拡大されず、その結果、戸数、人口密度をさ

らに高めているとみることができよう。

(3) 地区人口の定着性：

現住世帯主ないし家の居住年数をみるとつぎのとおりであ
 る。(第4表参照)

表4 世帯主ないし家の定着性(現住地居住年数)

事項	1 ~4	5 ~9	10 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80年 以上	合計
奥数	6	9	27	15	17	20	24	25	21	56	220
比率	2.7	4.1	12.3	6.8	7.7	9.1	10.9	11.4	9.5	25.5	100.0

すなわち、約1/5割程度の戦後の地区流入人口を除いて、大
 部分は、戦時中ないし戦前、あるいは、それ以前からの定着
 性をえている。しかも6割以上は、50年以上現住地からの
 移動を経験せず、地区内での定着性の高さを物語っていると
 いえよう。また、戦時中あるいは戦後流入した人口のうち、戦
 前ないし戦時中に地区内に居住し其後、就業などの関係で、
 一時的な地区外転出を経験したもの、また、他の未解放部落

地区からの流入したケースなどが多分に含まれている点は留意すべきである。

地区人口の地区内定着性の高いことを明示する事実には、その本籍地をみるとつぎの結果が示されている。(昭和32年度調査) すなわち、同地区男 397、女 437 ケースのうち、同地区内に本籍地をもつものは、前者(男)の 305、後者(女) 344 という件数が示されている点からも理解できよう。他方また、同年の調査によれば、地区内には、若干の引揚者、戦災者がふくまれている。(すなわち、引揚者=男 31、女 2、---人口 1,000 につき 37.6 戦災者=男 4、女 10、---人口 1,000 につき 16.8) 市域は、戦災を受けなかったもので、それによる地域内の新流入人口は他地区からの僅かなケースにすぎないが、引揚者(ことと戦災地区に住居をもつ人口をふくむ)については、比較的多い割合を示している。地区外への地域的移動、流出というケースは、従来から顕著に示されないこと、あるいは、水準にみる通婚圏の狭少性ということとともに、地区内への定着性が高いという事実は、その封鎖的特性を示すものと理解できよう。

(4) 現住地に対する居住意識:

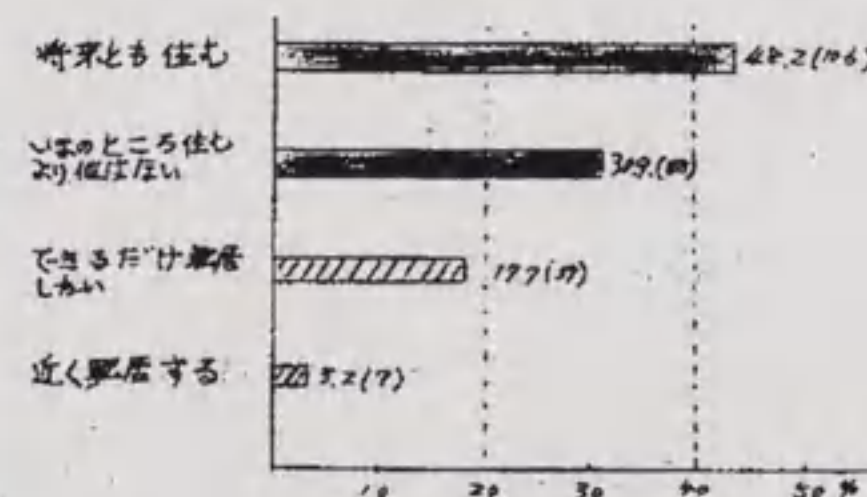
同様にまた、これらの地区人口の定着性の高さを裏付けるものとして、現住地域に対する「居住意識」をみると、つぎの結果が示されている。(図1参照) すなわち、「将来ともに現住地にすみたい」とする、積極的

な定住の意志を明示しているケースは全体の約 48% みられ、さわめて高い比率を示している。ま

た、ついで「いまのところ、当地に住むより他はない」とする消極的居住を示すものについては、全体の約 3割を占めている。(したがって、地区人口は、現住地域に対して「定住の意志」をもつものが多いことは明らかである。

いま、「できるだけ転居したい」、「近く転居する」という回答を示したケースについてその特徴をみるとつぎのとおり

図1 現住地への定着性(定住の意志)
()内は奥数



りである。すなわち、(1)比較的に若い世代（35才未満）の世帯主に多いこと。(2)地区への流入、居住居間が短いもの。（これは外地引揚者、結婚のための流入者などのケースもふくまれている）あるいは、(3)単純労働者以外の、職種に従事し、かつその生活水準において比較的に安定した状況にあるケース。(4)地区への不満、悩みを積極的に表示したケース、などにみられることか、個々の対象から明らかになった。勿論、これらの時特性は、それに該当する全てのケースに一致しないが、一応その傾向があることは無視できない。地区への定着を積極的に表示するものの多くは、それとは逆に、比較的高年齢者でしかも、従来から長期に及ぶ定着をえているというケースに、「転居したくても、その場所がないから」あるいは「その機会がないから仕方がない」「年をとってしまったので」とする、半ば「あきらめ」的な態度を表示するケースの他、多くは「就労の機会がない」、「適当な職業に従事できない」などの職業生活上の不安が、地区流出を阻害していることが個々のケースから明らかにされた。

×

×

×

当地区においては、京都市域における他の未解放部落の場合と同様に、地区人口の変動は、戦前戦後を通じて顕著には示されない。また、地区人口の一時的流出という傾向も、兵役に従事した世帯主のケースを除いては、殆んどみられない。地区人口の地域的分散という傾向もまた、同市が非災都市であったことにも関連して、過去に大巾な変動はみられない。現在、東族員のうち、多少とも若い世代（主としてハイ・ティーン、あるいは20～30才の年齢階層）に多少の地区外流出の傾向が窺知できるが、これも、地区人口の地域的分散を示唆するまでに至っていないといえる。地区人口は、漸次的な増加傾向を、同地区の一定の地域的範囲のうちに示し、しかも、人口密度は、市域一般地区に較べて極めて高い割合を示している。

彼らの住意識も、部分的には消極的な定着性がみられるが、他の多くは、い然として、現任地に消極的にとどまる意志をもっていることが明らかにされた。これらの人口移動の停滞性、凝集性という事実は、地区の封鎖的性格を一面において物語っているといえよう。しかしながらその場合、一部の消

極的な定着意志をもつ人口、ないしは地域的流出を求める人口は、現実には殆んど不可能な事態にあることに留意すべきである。その場合の「不可能だから仕方がない」とする逃避的、あきらめの態度が漸次積極的な定着を余儀なくされるという態度に転じ、地区人口の地域的停滞性を生じさせるに至っていることは、すでに個々のケースから明らかにされたとおりである。

Ⅲ 家族と婚姻

(1) 家族の大きさ：

まず家族の大きさをみるとつぎの特徴が示されている。
(表5参照) すなわち、まず同表より現在同居中の家族の大きさをみると、先にみた世帯の大きさとは多少とも異なった状況がみられるが、一般的に、大家族的な形態が顕著に示されている。例えば、4人家族の約22%が比率の上では多くを占めているが、5人以上の家族員数をもつケースは、全

表5 家族の大きさ

事項	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	合計
実数	8	34	44	48	36	29	12	3	4	1	1	220
比率	2.3	15.5	20.0	22.3	16.4	13.2	5.5	1.4	1.8	0.5	0.5	100.0

体の約4割近くも占めている。多くは、6人以内にとどまるとはいえ、7人以上の大家族は全体の約1割近くもみられる点に留意すべきである。

これに対して、他出家族員もまた、比較的多く、全体を通して137人みられる。また、220世帯のうち、56世帯(約30.0%)に1人以上他出家族員がみられる。(表6参照)

表6 別居家族員数

事項	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	合計
実数	19	19	4	8	4	1	0	0	0	1	0	56 (137)
比率	33.9	33.9	7.2	14.3	7.1	1.8	0	0	0	1.8	0	100.0

そのうち多くは、一家族当り1人ないし2人の別居家族員がみられるが、多くは、10人以上の他出家族をもつケースが

みられる。これらの世出のケースについては、同一地区内への世出、しかも、現住家屋と近接した場合へ居住するというケースもみられる。しかしながら、世出ケースの多くは、京都市域はもとより、大阪市、などへ主として就労のために家族から分離するケースが多くみられ、「就労のための世出」というケースは殆んどみられない。また、現在「どこに居住するのかわからない」とするケースも世出家族員のうちに2ケースがみられる。

(2) 家族形態：

つぎに家族の形態についてふれる。(表7参照) 同居家族員数についてみたように、同地区では、大家族の形態をとる傾向がみられるが、それはつぎの特徴を示している。すなわち、「夫と妻」ないしは「夫と妻と未婚の子女」という、いわゆる核心家族としての近代家族の形態を示すケースが極めて少く、全体の55%を占めているにすぎない。多くは、拡大、複合家族として特徴を示しており、そのうちには、

「夫+妻」+直系家族

という類型を示す家族の19.4%、あるいは「夫+妻+傍系家族」という類型を示す家族が15.0%みられることに留意すべきである。すなわち、家族形態においては、いわゆる「都市家族」としての類型は示されず、ことに後者の複合家族にみられる

ように、前近代な類型かこごで指摘できる。

他すまた、夫ないし妻のいずれか一方が欠損している家族(すなわちここでは配偶者が欠損している家族)が比較的に目立ち、全体の約2割を占めている点に留意すべきである。

第7表 家族類型

		(実数)	(比率)
核心家族	世帯主と配偶者	12	3.5
	世帯主と配偶者と子供	109	49.5
拡大家族	世主・配偶者+子供+直系親族	13	5.9
	世主・配偶者+子供+傍系親族	26	11.8
	世主・配偶者+子供+直系・傍系親族	14	6.4
単独	世帯主のみ	5	1.3
欠損家族	世帯主+子供	22	10.0
	世帯主(子供)+直系親族	10	4.5
	世主+子供+直系・傍系親族	2	0.9
	世主+子供+傍系親族	7	3.2
計		220	100.0

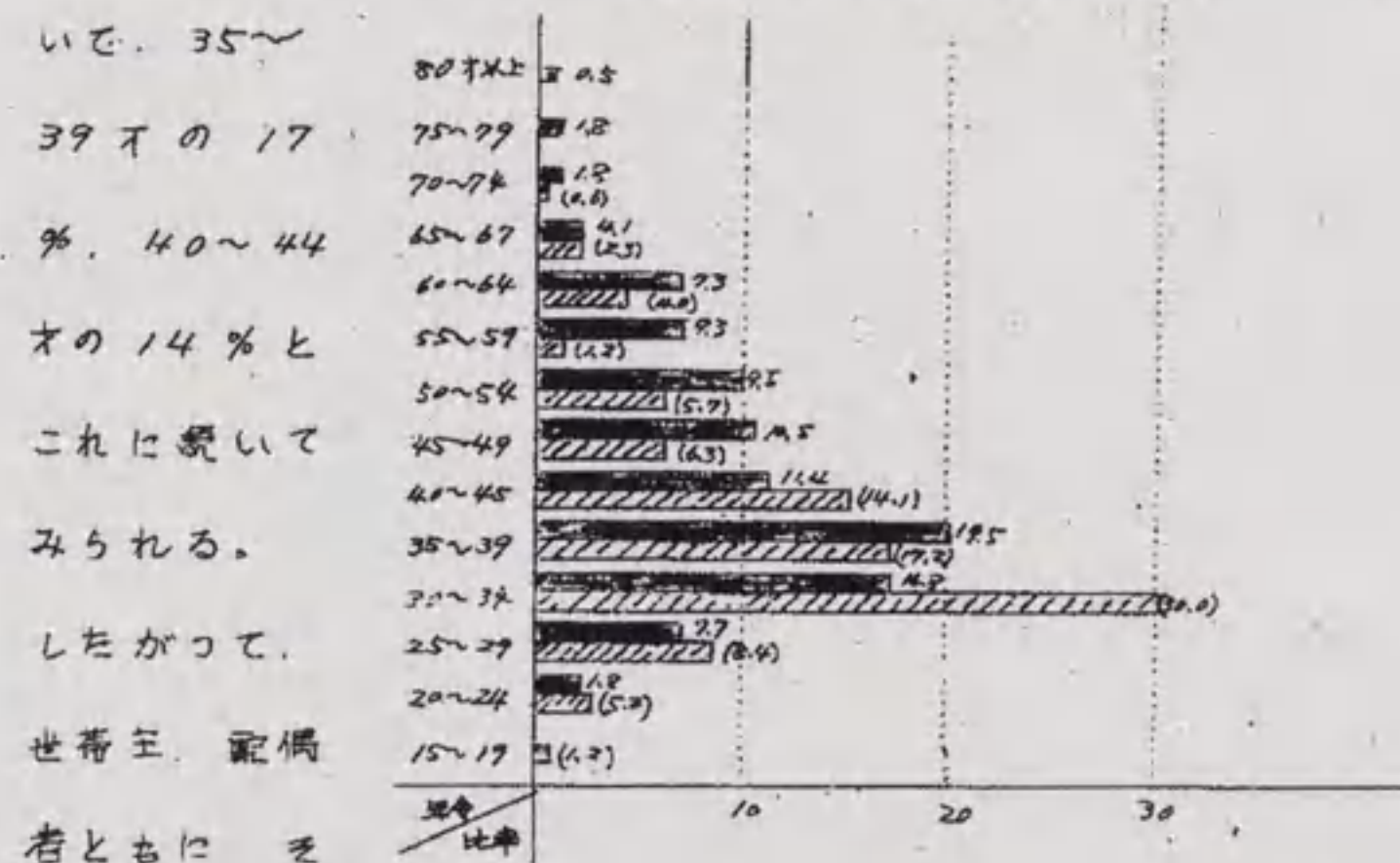
この場合「父親＋子供＋ $\times$ 」という、父子家族の形態をとるケースが約10%みられ、母子家族のケースとともに、家族機能の解体状況にもまた、注意すべきである。区域内において、一家族に2人以上の夫と妻の核がふくまれ、しかも、他の家族員として、子女、孫以外の血縁的同居者が家族員に加えられているという形態は、ことに他の未解放部落と同様に顕著な事実として指摘できよう。これらの形態は、家族員の経済状況との関連において考慮するとき、その必然性的一面が指摘できる。この点については別節においてふれる。

(3) 配偶関係と婚姻形態：

まずここで、世帯主と配偶者の年齢別構成についてみると、つぎのとおりである。(図2参照) すなわち、世帯主220ケースについてみると、30～39オの年齢階層がもっとも多く、全体の約3.5割を占めている。ついで40～49オの約2割、50～59オの年齢階層約2割とこれに続いている。それに対して、配偶者の174ケースについてみると、30

～40オの年齢階層への所属が最も多く、全体の約3割を占めており、う

図2 世帯主・配偶者の年齢別構成



の年齢階層は30～39オを中心に、主としてそれ以上の年齢階層への集中がみられる。また65オ以上の年齢階層への所属は世帯主、配偶者ともにきわめて僅かな比率しか示されていない。

いまここで、これらの世帯主、配偶者の間にみられる婚姻関係とその形態をみると、つぎの特徴が示されている。

(表8参照) すなわち、先の家族類型においてみた 欠損状

況からも理解できるように、配偶関係を現在もたないケースは、比較的多く指摘できる。配偶関係があるもの77%の他、約5割は、配偶者死亡約14%、離婚のケース約5%という割合が図表において示されている。(未婚の4ケースについては、両親と死別した未婚の世帯主が含まれている) しながら、ここでは、世帯主のみを対象にして求めた結果であり、同一家族内においてさらに、世帯主の両親ないしは祖父母などについて「婚姻関係をかつてえた」ケースについてみれば、さらに「死別」、「離婚」のケースがこれに付加されることはいうまでもない。

表8 配偶関係

事項	未婚	配偶者あり	死亡	別離	合計
実数	4	174	30	12	220
比率	1.8	79.1	13.6	5.5	100.0

他方また婚姻形態についてみると、その多くは「見合い」であり、約5割以上の割合を占めている。(表9参照) それに対して、約45%が「自由婚」という形態をとっている。

表9 婚姻形態

事項	自由	見合い	NA, DK	合計
実数	99	115	6	220
比率	45.0	52.3	2.7	100.0

※NA, DKの6ケースのうち4ケースは未婚(非該当)

世帯主のうち現在自由婚の形態を通じて配偶関係をえているケースについては、30~39歳の年齢層あるいはそれ以下の場合に比較的集中してみられることが特徴としてあげられる。また、自由婚は、地区外部落ないしは、地区外一般地区との通婚に多少とも多くみられ、それに対して、見合いによる通婚は、地区内婚のケースに多いという点も個々のケースを通じて明らかとされた。

(4) 通婚圏:

上記の通婚関係にみられる特徴について、さらに具体的にその特徴をみる。(表10参照) ここで明らかなのは、現在婚姻関係のあるものについてみると、多くは、世帯主配

表 10 通 婚 図

配偶者 世帯主		婚姻関係保有			婚姻関係なし				計
		同和地区出身者		同和地区 外の出身者	内 訳			小 計	
		調査地区 出身者	その他者		死 亡	離 婚	未 婚		
同和地区	調査地区 出身者	31(17.8)	34(17.5)	26(14.7)	17(7.7)	5(2.3)	1(0.5)	23(10.5)	114(52.3)
	その他のもの	8(4.6)	34(19.5)	8(4.6)	10(4.5)	6(2.7)	2(0.9)	18(8.2)	68(29.7)
同和地区出身者		10(5.7)	11(6.3)	12(6.9)	3(1.4)	1(0.5)	1(0.5)	5(2.3)	39(19.0)
計		49(28.2)	79(45.2)	46(26.4)	30(13.6)	12(5.5)	4(1.8)	46(20.9)	220 100.0

偶者ともに現住地区出身者であるというケースがみられ地区相互の通婚という形態は全体の約 18% を占めている。ついで、世帯主が地区内出身者であり、配偶者が他の同和地区出身者である場合の約 20% 逆にまた、配偶者が現住地区出身者で、世帯主が他同和地区出身者であるもの 46%、世帯主、配偶者ともに他同和地区出身者で、現住地区に在住したもの（結婚前後を問わず）同約 4% しか示されていない。他方また、世帯主が現住地区出身者であるもの 52%、配偶者のそれは 22% という割合が示されていることから、配偶者については、その出生地を現住地区にもたないケースが比較的多

いことか理解できよう。また、世帯主のうち、同和地区以外の地区からの流入人口は僅か 6% 程度にとどまるのに対して、配偶者の場合には、約 21% も、一般地区からの流入がみられる。このことは先の場合（すなわち、配偶者に地区内出身者が比較的少ないということ）とに関連して、主として自由婚による地区外の女性か、同地区においては男に比べて多いという特徴を物語っている。他方、地区外一般地区の人口が婚姻関係をえて地区に流入したというケースは僅かであり、約 7% 程度しかみられない。

以上の傾向を通じても明らかのように、通婚図は、地区内相互婚を中心に、同和地区出身者相互の婚姻関係が 8割以上を占めており、その範囲の極少性がかうかがえる。通婚については、ことに地区の内外を問わず、差別事実のむつとも顕著に示される事実であり、地域の封鎖性、あるいは地区人口の非流動性は、彼らの通婚関係における障壁と密接な関連をえていることは事実である。自由婚を通じて比較的若い世代のしかも職業階層において多少とも雇用労働者としての定着した地位にある階層に、多少とも通婚における解放化がみられるが、極めて稀なケースで、しかも、限られた事件（多くは

一時的な地区外流出が可能であるケース) のもとにのみとどまっているということか、個々のケースより明らかになされた点である。

× × ×

以上を通じてみたように、地区における家族形態は、核心家族の形態をとる場合が少く、多くは、多核の大家族としての形態を示すこと。しかも、調査対象のうちには、又核家族が比較的多く認められること。家族構成において、ことに傍系親族をふくむ複合的な大家族がみられること、などがその特徴としてあげられた。家族員の他地区への流出は、比較的若い年齢階層にみられるが、必ずしも地区人口の地区外流出が顕著に増加の傾向をたどっているとはいえない。しかも、地区人口の地区外流出による分散的傾向は、積極的には示されていない。このことは、地区における通婚圏の狭小性、封鎖性において明らかにされる。さらにまた、通婚圏に示された地区人口の出生地別にみた特性からも理解できるように、その多くは、世帯主、配偶者ともに親住地区ないしは、他同和地区の出身者であり、他地区からの流入人口が極めて僅かな部分にとどまっている。通婚圏拡大の阻害状況は、地区人口の分結、凝性をさらに強化しているとみることができ。

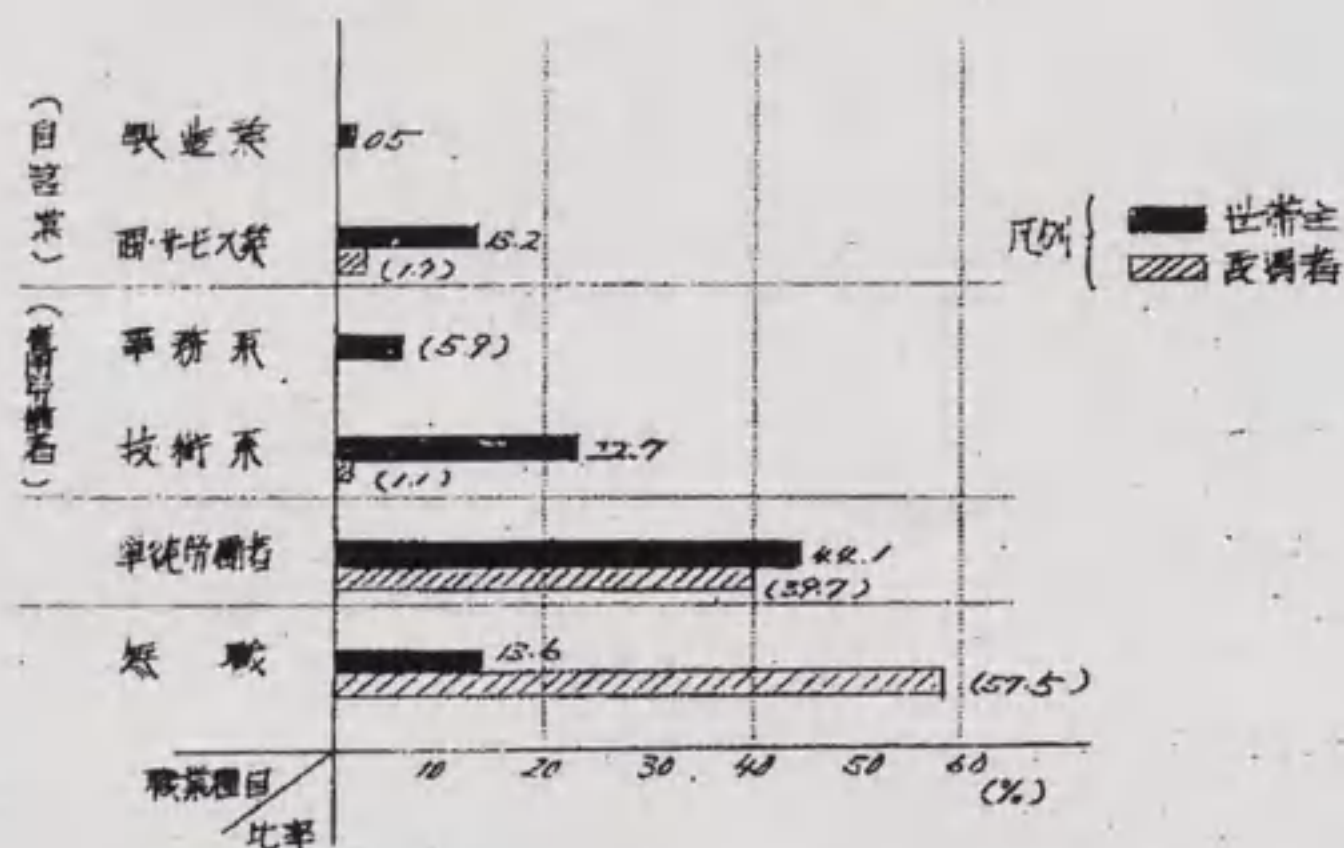
Ⅶ 産業および労働

(1) 職業および就労形態

鹿ヶ谷地区人口の職業構成において、雇用労働者は市内他同和地区の場合と比較して比率が高く、戦後漸進的にその増加がみられるが、必ずしも職業の自由選択が許されているとはいえない。いまここで地区の世帯主、および配偶者についての職業構成をみるとつぎの結果が示されている。(図3参照) すなわち、世帯主については、士建築主、左官業などの14ケースをふくむ商・サービス業の13%、あるいは事務・技術系の雇用労働者の約5割近くがあげられるが、他の約5割近くは、単純労働者である。単純労働者のうちわけをみると、大工の55ケース(23.6%)がもっとも多く、ついで失対日雇19(8.6%)、民間日雇18(4.1%)などが主なものとしてあげられる。

他方、配偶者については、民間日雇の29ケース(16.7%)、失対日雇19(12.6%)の他、和裁内職、製本内職、土工、

図3 世帯主・配偶者の職業構成



単純労働者の内訳

世帯主 = { 土工 (52) ・ 失対日雇 (19) 民間日雇 (18) }
 { 火夫 (1) 大工 (1) 手伝職 (1) その他 (5) }

配偶者 = { 土工 (4) 失対日雇 (22) 民間日雇 (29) }
 { 机づくり (3) 和裁内職 (7) 表本内職 (2) }
 { 家事手伝い (4) うち2は民間日雇と兼る }

家事手伝い、などの職種を中心とする単純労働者の約4割の他は、商・サービス、雇用労働者の5ケースがみられる程度である。したがって、地区内では、上建築、左官業などの若

手の零細な自営業主を除いては、大部分が失対、民間日雇（土工をふくむ）などを中心とする。主として筋肉労働を必要とする単純労働に従事しているケースが多くみられる。同時にまた、有配偶者世帯のうち、約4割が世帯主・配偶者ともに就労するという状況がうかがえる。また、世帯主が無職のケースについては、主として配偶者がこれに代って就労するというケースが多くみられるが、その場合、世帯主を除く他の家族員も同様に配偶者と共に就労するという状況が、他のケースを通じて明らかにされる。

(2) 家族員の就労状況

世帯主の就労に対して、配偶者の約4割（有配偶者世帯の場合）が同一の家族において就労するという状況が以上の結果から指摘できた。しかしながら、一家族における就労者は配偶者のみならず、約15才以上の同々の家族員の就労もまた、顕著に示されている。ここで有家族員数についてみると、つぎの結果が示されている。（表11参照）すなわち

表12 有業家族員数

事項	0人	1	2	3	4	5	6人以上	合計
人数	5	29	76	30	15	4	1	220
比率	2.3	13.2	34.5	13.6	6.8	1.8	0.5	100.0

一世帯当り、1人の就労にとどまっているケースは全体の約4割程度しかない。すなわち、2人の約6割、3人以上家族員が就労している場合は、約25割がこれに該当している。したがって、「いずれの家族員も就労しない」というケースを除き、配偶者とふくむ2人以上の家族的就労の形態をとる家族は、全体の約6割近くを占めている点に留意すべきである。

また、それらの就労者のうちわけを、世帯主からみた続柄からみると、つぎのとおりである。すなわち、世帯主、配偶

事項	世帯主	配偶者	父親	母親	男子	女子	その他
人数	120	74	1	8	81	30	35
比率	86.4	33.6	0.5	3.6	36.8	13.6	15.9

者の他、主として男子の子供(約57%)、女子の子供(約14%)が同様に就労し、その他父親、母親などの就労も僅かながらにみられる。「その他」にふくまれる家族就労者は、同一家族における主として子供が配偶者の就労を意味している。また、僅かながらに、世帯主、配偶者の兄弟で、同一家族、同一家系にふくまれる家族員ケースが、これにふくまれている。世帯主以外の他の家族員の就労形態はつぎの特徴がふくまれる。すなわち、配偶者については、先にみたとおりであるが、個々の家族員についても、主として単独就労者としての就労が目立っている。しかしながら、男子の場合には、ごく僅かなケースがあるが、雇用就労者としての就労形態をえている。女子のケースについては、高・サービス系就労者としての形態が主な職種としてあげられ、一般職員、事務従事者などのいわゆるホワイトカラーにふくまれる職種への就労は殆んどみられない。したがって、家族員の就労は、各々異なる職種に個別に就労し、しかも生計を同一家族内のうちによるという場合が多く、地区人口の就労状況の特徴としてあげられる。

(3) 就 労 形 態

つぎに世帯主の稼働日数、および就労年数からみた、就労形態の特徴をみる。現在就労する世帯主190についてまず稼働日数についてみるとつぎの特徴が示される。(表13参照)すなわち、全体の約半数は、1ヶ月25～31日の稼

表13 稼 働 日 数

事項	5～9	10～14	15～19	20～24	25～31	非該当	合計
人数	2	4	15	74	74	(50)	190
比率	1.0	2.1	8.4	38.9	49.5	(13.5)	100.0

働日数を示し、また、20～24日の場合も約39%を占めている。なお20日未満の不定期な稼働日数しかえない世帯は22ケースにとどまっている。しかしながら、これらの日数は昭和37年4月に限って、その状況を調査したものであり、単純労働者のうち、月によっては、さらにこれらの稼働日数を下まれるケースは当然みられると認められる。他方、配偶者の就労日数についてみると、同様に、25～31日ないしは20～24日の稼働日数を示すものが多く、全体の約8

割以上を占めている。配偶者について就労日数が安定しているように見えるのは、夫対、民間の日雇労働者としての就労の他、手内職、手伝いなどの労務に就労する場合があり、これらが日数に就労換算されたものである。

他方、世帯主の従業年数についてみると、戦前から、現在と同じ職種に従事しているケースは少く、全体の約3割程度であり、多くは、10～14年の28%、ないしは、それ以内の就業年数しかみられない。(表14参照)現在の職種30

表14 世帯主の従業年数

事項	1年以下	1～4年	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30年以上	(職種) 非該当	合計
人数	16	23	50	61	30	13	8	15	(50)	190 (220)
比率	8.3	12.1	26.3	32.1	15.8	6.8	4.2	7.7	(13.5)	100.0

年以上従事しているケースは15(7.9%)のみみられるが、多くは戦後新たに現在の職種に従事したものである。また、配偶者については、同様に戦後に従事したケースが大部分であり、多くは10年以内の就業年数にとどまっている。しかしながらこのことは、必ずしも就労が、最近に近い時期に限

られていることを意味しない。多くは最初の就労以来、転職の頻度が高いことを示している。これらは、世帯主の職歴においても明らかにされる。しかしながら、ここで留意すべきことは、それらの職業移動は、主として単純労働者職業に含まれる職種のうちでの転職であり、「士業から日雇へ」あるいは「日雇から士業へ」といった同じ職業階層内における場合が多いことである。したがってまた、それは、職業階層間の移動を通じてみられる。社会上昇、下降を意味しない。就労年数の期間が短いことは、したがって、零細な職種間の社会的移動が頻繁な事実とともに、地区人口の多くが不安定な職業階層に所属していることを意味する。

(4) 就 労 運 転

世帯主について、以上にみた現在の職業生活を通じての充足性を、「今後とも続ける意志があるか否か」という点からみると、つぎの特徴がみられる。(表15 参照) すなわち

表15 あなたは現在の職業を今後とつづけていくつもりですか。

事項	将来とも続けたい。	よりほかはない いふかたがる	できるだけ早くやめたい	近くやめる	非該当	合計
人数	122	77	16	15	(50)	(220)
比率	64.2	40.5	7.4	7.9	13.6	100.0

現在の職業を「将来とも続けたい」とするものが極めて多く、有業者の64%を示している。これに対して、「いまのとう続けるより他はない」とする消極的な職業態度を表示したものは、全体の約4割みられる。現在の職業に対して、不満を示し、「できるだけ早くやめたい」とする否定的態度を示すものは、16ケース(8.4%)また「近くやめる」その15ケース(7.7%)がその他にみられる。現在の職業に少なくとも否定的態度を表示せず、その職業生活の継続を余儀なくされているケースの他に、積極的に現職の継続を求めるケースの一部には「転職をしたくても、適当な職業がみつからない」、「その機会がないから仕方ない」、などの半ばあきらめ的な態度がここでもうかがえる。(この点については、後章の「職業生活におけるニーズ」においてふれる。) また、積極的に現職にとどまることに満足を示すものについては、

職業階別にわかれりなく、20才以上の比較的年長者のケースにみられること。また、20～30才の平均階層に現職に対する消極的態度が多少ともみられることを指摘しておきたい。

× × ×

以上みたように、地区においては、若干の自営業主と、雇用労働者がみられる他は、単純労働に従事するケースが比較的多くみられる。しかも、世帯主のみが、一家族において就労するというケースは少く、多くは既婚者、ないしは他の家族員とともに就労するというケースがみられる。すなわち、一家の生計が、固着的な就労形態をとる家族員全体に依存するという状況がみられるのである。現在の職業は、世帯主、既婚者、および他の家族員のいずれの場合も、比較的就労期間が短い。但しこれは、単純労働者にかくまれる各層の職種に従事し、同じ職業階層間における職移動がみられたことを意味する。したがって、また従来「学雇」として就労したケ

スは少く、多くは「臨時・日雇」という不安定な就労形態にあつたことも、個々のケースを通じて明らかにされた。比較的若い世代の男子に、雇用労働者としての就労形態をみるが、その割合は、有業人口に対して僅かである。しかも、正雇としての安定した職種をえないままに、現在の不安定な職種に、下流定ながらに従事し、次第に職業階層間の移動を求める意欲を喪失するに至っているとみることができよう。

VI 生活環境

地区内の物的環境については、地区概説においてもふれたように、道路、住宅の設備の改良などの点で、以前に較べて多少とも進展してきている。しかしながら、地区の一部には狭少な道路や、不良逼迫家屋がい然としてとり残されており、保健衛生、火災上の危険性がみられる。地区内における上下水道、し尿、塵芥の処理状況についても、以前と較べてかなりの改善計画が進められているが、これらの問題の一端とまでは至っていない。以下において、これらの点を具体的にふれることにしたい。

(1) 住宅環境

まず住宅の所有関係を見ると、地区内の約6.5割が借家であり、持家のケースを上まわっている。(表16参照)その住宅形式は、ノナ建の場合が多く、全体の約5割を占めている。その他、長屋形式の住宅の約2割の他、改良住宅(アパート)間借りなどのケースが続いている。(表17参照)また、その大きさをみると、3部屋のケースが最も多く、76ケース(34.6%)がみられる他、2部屋の52(23.6%)、1部屋の35

(15.9%)とさらに続いている。4部屋以上の住宅については僅かであり、全体の約2割程度にとどまっている。したがって、地区における住宅の多くは、3部屋以内の家屋が大部分を占めているといえる。(表18参照)さらにまた、住居空間について、戸数からその大きさをみると、11~20量の約5割の他は、5~10量の28.2%、1~4.5量の12.3%とこれに続いている。20量以上の家屋については、全体の約1割にとどまっている。(表19参照)さらにまた、建坪についてみると、大部分の家屋は14坪以内にふくまれている。すなわち、10~14坪の32%、5~9坪の29%、1~4坪の12%という割合がみられる。多くは51坪以上の4ケース(1.8%)がみられるが、15坪以上の建坪面積をえている住宅は地区において少しといえる。(表20参照)

他方また、住宅様式についてみると、大部分の家屋は、普通木造であり、全体の約7割を占めている。また、改良住宅の場合については、特殊耐火2階建5棟(広さは6.45、3帖—昭和28年)および鉄筋コンクリート5階建2棟(広さは同じ—昭和34年)で、戸数は48全体の約20%が

みられる。(調査対象については、48世帯のうち、4世帯が、調査不能、および同一世帯に含まれると判断したケースとして標本から削除された)その他、モルタルの4ケース(1.8%)、ブロック建築の3ケース(1.4%)がみられ、また、調査員が、住宅としての最低限度の条件をそなえないと判断した「仮小屋」が2ケース(0.9%)みられる。(表21参照)

これらの住宅の建築年数についてみるとつぎの特徴が示されている。(表22参照)すなわち、戦後に建造された住宅は、全体の約3割程度みられるが、大部分の住宅は、戦時中、ないしは戦前からの家屋であり、その老朽化は著しい。ことに、30~50年の建造年数にある家屋は69ケース(31.4%)であり、また、51~100年という超老朽家屋は48ケース(21.7%)もみられる点に留意すべきである。つぎに、家賃、向代についてみると、つぎの特徴があげられる。(表23参照)すなわち、持家の78ケース(35.4%)を除いて、大部分が2000円以内にとどまり、他は3000円以内の11ケース、4000円以内の3ケースしかみられない。

宅地の所有関係についてみると、地区では、所有地をもつ

世帯が 6.3 ケース (28.2%) みられ、借地の場合は、約 7 割を占めている。(表 24 参照) その宅地の広さをみると、多くは 10~19 坪の 36.4% であり、ついで、5~9 坪の 16.4%、あるいは、30 坪以上のケースは 25 (11.4%) がみられる。また、宅地をもたないケースについては、24% の割合を示している。(表 25 参照)

表 16 所有関係

事 項	持 家	借 家	合 計
実 数	78	142	220
比 率	35.5	65.4	100.0

表 17 住居形態

事 項	一戸建	長屋	間借	アパート	その他	解答なし	合 計
実数	109	46	25	38	1	1	220
比率	49.5	20.8	11.4	17.3	0.5	0.5	100.0

表 18 部屋数

事 項	1 部屋	2	3	4	5	6~10	11 部屋以上	合 計
実数	35	52	76	24	15	16	2	220
比率	15.9	23.6	34.6	10.9	6.8	7.3	0.9	100.0

表 19 住居空間 畳数

事 項	1~45 畳	5~10	11~20	21~30	31 以上	合 計
実数	27	62	109	11	11	220
比率	12.3	28.2	49.5	5.0	5.0	100.0

表 20 建坪

事 項	1~4 坪	5~9	10~14	15~19	20~30	31~50	51 坪以上	合 計
実数	27	63	71	21	22	12	4	220
比率	12.3	28.6	32.3	9.5	10.0	5.5	1.8	100.0

表 21 住宅構造

事 項	鉄筋	モルタル	ブロック	普通木造	仮小屋	その他	合 計
実数	44	4	3	166	2	1	220
比率	20.0	1.8	1.4	75.4	0.9	0.5	100.0

表 22 建築年数

事項	1~4年	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~50	51~100	合計
実数	20	29	23	7	6	2	69	48	220
比率	9.1	13.2	10.5	3.2	2.7	0.9	31.4	21.7	100.0

表 23 家賃時代

事項	額(0)持家	2000(円以内)	3000	4000	合計
実数	78	128	11	3	220
比率	35.4	58.2	5.0	1.4	100.0

表 24 宅地所有関係

事項	所有地	借地	合計
実数	63	158	220
比率	28.2	71.8	100.0

表 25

事項	0坪	1~4	5~9	10~19	20~29	30坪以上	合計
実数	53	15	36	80	11	25	220
比率	24.0	6.8	16.4	36.4	5.0	11.4	100.0

X X X X

以上を通じて、住宅環境を中心とする、地区の物的生活環境を明らかにした。地区においては、改良住宅を除いて、大部分は、木造平家の住宅形式はいしは長屋形式の住宅が多く、また、それらは、戦前からの老朽化した住宅が目立っていること。しかも建坪、部屋数、畳数においても明らかにされたように、きわめて狭少な家屋に居住していることが窺知できる。昭和38年度において、地区に改良住宅が一棟(18世帯入居予定)建並される予定であるが、地区内の居住環境は、なおも改善の余地が残されている。地区における一戸建の割合は、昭和15年の44%、昭和26年度の55%に対して、現在は49%と昭和26年度の比率は下まわっている。これは、改良住宅の設置により、従来の一戸建家屋が減少したのである。住宅の密集状況は、土地面積に対して高いといえるが、市内他同和地区の場合に較べれば、比較的密集率は低い方である。

(1) 住宅設備:

つぎに、住宅設備についてその設置、改良の状況をみると、つぎの結果が示されている。

(イ) 上水道:

まず、上水道についてみると、「専用」である場合が多く、142世帯(64.5%)がその設備をえている。しかしながら、「共用」のケースは、78(35.5%)も残されており、しかも1~5世帯の共用約3割あるいは、6~10坪の共同利用という形態もみられる。他方、井戸の使用は、地区において殆んどみられず、共同井戸(1~5世帯の利用井戸)が僅かにみられる程度である。(表26参照)

(ロ) 排水設備:

また、排水設備についてみると、つぎのとおりである。(表27参照)排水設備「あり」(下水道までの排水が完備しているもの)は、192ケース(87.3%)みられるが、この設備をもたないものは、28ケース(12.7%)みられる。また、多くは専用の排水設備をもつものであるが、49世帯については共用の排水設備利用であること。また9世帯は、6~10軒の共用排水設備であることが指摘できる。

(ハ) 光熱設備:

つぎに、光熱設備についてみると、つぎの特徴が示されて

いる。(表28参照)地区住民の多くは、都市ガスの利用が一般に多くみられ、ついで、薪炭の16.8%、プロパンガスの16.4%の利用状況がみられる。石油コンロ、電熱の普及はそれほど顕著ではない。但し、薪炭利用のみのケースについてみると、家屋の老朽化とともに、きわめて火災予防上危険な状態にあるといえる。なお、これらの光熱設備の一つを各世帯が利用しているのではなく、多くは併用という形態をとっている。

(ニ) 電灯数:

一住宅当りの灯数をみると、5灯の場合に多くみられ、22.3%を示している。ついで、4灯、1灯、3灯、2灯などの割合も、他に較べて多くみられる。全般的に5灯以内にどまっている。(これらは、コンセントの数をもふくめている。)灯数は、家族員数・持家・借家別にみた有益な差は示されない。しかしながら、住宅の大きさ、部屋数に応じて6灯以上の灯数をえていることは個々のケースについていえる。(表29参照)

(ホ) 台所:

つぎに台所についてみる。(表30参照) 台所をもたない13ケース(59)を除いて、大部分はその設備をもつが、専用の台所設備をえている世帯は全体の約7割にとどまっている。すなわち、47世帯(21.4%)は共同という形態をとっており、多くは1~5世帯の共同利用という状況が示されている。また、6~10世帯の共同利用の世帯も2ケースみられる。

(ハ) 便所:

地区における便所は、全体の約5割が「共同便所」を使用するという状況がみられる。すなわち、専用の便所をもつ世帯もまた、5割程度にとどまり、多くは2~5世帯での共同利用(86世帯=39.1%)ないしは、11~15世帯で利用している場合が少なくない。市の同和対策事業を通じて、地区における共同便所の整備が多少ともなされ、以前の極めて不衛生な便所は多少とも改良された。しかしながら、い然として「くみ取式」の共同便所であり、しかも、利用世帯数に応じて必ずしも十分な数が与えられているとはいえない。市の移動便所なども、この不足を補うものとして用いられている。

(表31参照)

(ト) 風呂:

風呂については、住宅の専用風呂である場合は10ケース(45%)しかみられず、9割以上は風呂の設備をもたない。また、いわゆる「もらい風呂」によって僅かの世帯がこれらの風呂を利用するという状況がみられるが、多くは地区内にある公設共同浴場を利用している。同地区の場合、昭和3年5月に鉄筋コンクリート・木造平家建の公設浴場であり、地区内住民はもとより、地区外周辺地区の人々の利用もみられる。

X X X X

以上にみたように、地区における住宅設備状況は、必ずしも完備しているとはいえない。すなわち、上下水道の共同使用、排水設備の不完備などの状況があげられ、また、光熱設備については、都市ガスの完全普及とまでは至っていない。台所設備もまた、一部に共同利用の形態がみられ、便所に至っては、全体の約半数が2~10世帯の共同利用という状態にある。また、風呂についても、個々の住宅に高く、公設浴場の利用という形態がみられる。これらの設備状況は、戦後次

第にかつてのさらに劣悪な条件を改善してきた結果であるが
今日においてもかなりの問題が残されている。

表26 水道

事 項	あ り	ありの場合		共用の場合		な し
		専 用	共 用	1~5軒	6~10	
実 数	220	142	78	71	7	0
比 率	100.0	64.5	35.5	32.3	3.2	0

表27 住宅設備、排水設備

事 項	あ り	ありの場合		共用の場合		な し	合 計
		専 用	共 用	1~5軒	6~10		
実 数	192	143	49	41	9	28	220
比 率	87.3	64.5	22.3	18.6	4.1	12.7	100.0

表28 光熱

事 項		ガ ス	プロパン ガ ス	石油コンロ	電 熱	薪 炭
利 用	実 数	141	36	16	8	37
	比 率	64.1	16.4	(7.3)	(3.6)	16.8
非利用	実 数	79	184	204	212	183
	比 率	(35.9)	(83.6)	(92.7)	(96.4)	(83.2)

表29 電灯

事 項	1ヶ	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上	合計
実 数	35	24	28	38	49	9	14	5	4	4	10	220
比 率	15.9	10.9	12.8	17.3	22.3	4.1	6.4	2.3	1.8	1.8	4.5	100.0

表30 住宅設備 台所

事 項	あ り	ありの場合		共用の場合		な し
		専 用	共 用	1~5軒	6~10	
実 数	207	160	47	45	2	13
比 率	94.1	72.7	21.4	20.5	0.9	5.9

表31 便所

事 項	あ り	ありの場合		共用の場合			な し	合 計
		専 用	共 用	1~5軒	6~10	11~15		
実 数	219	115	104	86	18	0	1	220
比 率	99.6	52.3	47.3	39.1	8.2	0	0.4	100.0

表32 風呂

事 項	あ り	ありの場合		共用の場合		な し	合 計
		専 用	共 用	1~5軒	6~10		
実 数	14	10	9	9	206	220	
比 率	6.4	4.5	1.8	1.8	93.6	100.0	

VII 生活水準

地区の人々の生活水準について、ここでは(1)収入および支出の状況、(2)収入形態、(3)家財道具の所有状況、(4)新聞・ラジオの購読・聴視状況などの諸点から、その概略的な特徴をみる。

(1) 収入および支出

まず、地区人口の月収入額についてその世帯収入をみると、つぎのとおりである。(表33参照)すなわち月収入30,001

表33 月収入額

事項	(円)	5,000円	7,500	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	以上	合計
実数		1	6	8	20	38	31	42	74	220
比率		0.4	2.7	3.6	9.1	17.3	14.1	19.1	33.7	100.0

円以上をえている世帯は、全体の約3割を占めているが、その他は30,000円以内にとどまっている。全体の約5割は、20,000～30,000円の月額世帯収入に集中している。しかしながら、10,000円以下の世帯もまた15ケースみられる；但しこの月収額は、9月現在のものであり、月別に応じて多少の変化があることは事実である。ことに、地区人口の職業お

よび就労形態において理解できよう。また、ここに示された月収額は、家族員の就労状況においてみたように、主として世帯主、配偶者およびその他の家族員の収入の総額である場合が多いことに留意すべきである。しかし、家族員数に応じて世帯収入額の変化はみられず、5人以上の大家族的形態をとる場合でも、月収20,000円ないしはそれ以下にとどまっているケースもみられる。

さらに、支出状況についてみると、つぎの特徴が示されている。(表34参照)すなわち、ここでも30,001円以上の

表34 世帯支出

事項	(円)	5,000円	7,500	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	以上	合計
実数		1	5	9	18	44	29	47	72	220
比率		0.4	2.3	4.1	8.2	20.0	13.2	19.1	32.7	100.0

世帯支出が多く、全体の3割がこれに該当する。また大部分は20,000円以上の支出に集中しており、全体の約8割以上の比率が示されている。また、支出内容についてみると、飲食物費への支出がきわめて高く、エンゲル係数が60%を上

まわるケースも多く指摘できる。

(2) 収入形態：

つぎに収入形態についてみる。(表35 参照)

表35 収入形態

勤労収入	159	72.3
事業収入	6 (1) (2)	2.7
財産収入	1 (8) (2)	0.5
厚生年金	(4)	
恩給	(4)	
失業保険金	(1)	
傷病休業手当金	(1) (1)	
福祉年金	(8) (6)	
扶養・仕送り	(2) (4)	
生活保護	4 (1) (7)	1.8
主として勤労収入	38	17.3
“ 事業収入	10	4.5
“ 財産収入	2	0.9
その他	(25) (4)	
合計	220	100.0

地区における家族

員の職業種別・

にみられたよう

に、大部分は「勤

労収入」による場

合が多くみられ、

全体の7割以上を

もしめている。こ

れに対して、他に、

事業収入、財産収

入などによるケー

スがみられるが、

ごく僅か耳割合に

とどまっている。

しかしながら、同表の括弧内みた数字()は収入形態にお

ける2つの組合せ、()はその3つ以上の組合せ数字を意味する。)にもみられるように、単に事業収入ないしは財産収入にのみ依存することにし、何らかの形で、他の収入源をえていることは事実である。その多くは、勤務収入と財産収入、あるいは恩給、各種年金、扶養・仕送りなどに依存している場合がみられる。しかもまた、勤務収入においては、世帯主とそれ以外の複数の家族員の勤務による場合が多いことは、先にみた結果からも明らかである。

(3) 家財道具の所有状況

さらにまた、地区依存の生活水準をみるに至って、主として各種の電機器具、自動車、ミシンなどの耐久消費財の所有状況をとりあげ、以下にこれをみる。(表36 参照) すなわち、扇風機、電気洗濯機、冷蔵庫(この場合、必ずしも電気冷蔵庫を意味しない)、自動炊飯器などの電気器具の所有状況は、全体の約4割はいしはそれ以上を占め、他の農、漁業村地区における同和地区の場合をはるかに上まわっている。また、暖房器については、各世帯とも約5割以上の所有がみられる。(この場合、暖房器には電気ストーブの他、ガスス

ストーブ、石油ストーブ、コタツなどを含む。) 但し、電気ストーブ、あるいはガス、石油ストーブの使用はそれほど普及しておらず、多くはコタツによる場合がみられる。

表36 家庭道具の所有状況

事 項	あ り	な し
電気洗濯機	97 (44.1)	123 (65.9)
冷蔵庫	89 (40.5)	131 (39.5)
扇風機	100 (49.5)	120 (50.5)
自動炊飯器	83 (37.7)	137 (62.3)
自転車	85 (38.6)	135 (61.4)
單車	24 (10.6)	196 (89.4)
ミシン	83 (37.7)	137 (62.3)
暖房器	117 (53.2)	103 (56.8)

(4) 新聞、雑誌、ラジオ・テレビの購読および聴視状況
また新聞の購読状況についてみる。(表37 参照)

表37 新聞・雑誌購読状況

事 項		実数	比率
新 聞	とってない	52	23.6
	時々買う	9	4.1
	とっている	159	72.3
合 計		220	100.0
雑 誌	とってない	141	64.1
	時々買う	61	27.7
	とっている	18	8.2
合 計		220	100.0

新聞の購読状況は「とって
いない」(定期購読しない)
世帯52(23.6%)の他は
約7割が定期的に購読して
いる。新聞は、地方紙(京
都新聞)の購読が多く、純
いて、朝日、毎日などの銘
紙があげられる。

他方、雑誌については、
これをほぼ定期に購読して
いるケースは、18(8.2%)

しかみられず、大部分の世帯は、定期的に購読する機会をも
てない。あげられた雑誌は、大衆雑誌、週刊誌が目立つが、
一部宗教関係、雑誌もこれにふくまれている。

他方、ラジオ・テレビの聴視状況については、つぎのと
りである。(表38 参照) すなわち、ラジオの所有は、全

表38. ラジオ・テレビの視聴状況

事項	ある	ない
ラジオ	109 (49.5)	111 (50.5)
テレビ	168 (76.4)	52 (23.6)

体の5割程度にとどまるが、

テレビはかなり普及しており、
全体の約8割近くの所有率が
みられる。

× × × ×

地区における生活水準は、その職業別にみた所属階層からも理解できたように、一部を除いて必ずしも高いとはいえない。収入および支出状況に関しては、正確な回答を計数からどの程度えられるかは疑わしいとしても、月額20,000円前後の経済階層への所属は、家族員の生計扶養を十分な条件に置いているとはいえない。しかも家族の大きさに比例して必ずしも高額をえていない。また支出水準も高く、貯蓄などの可能性は低いといえる。また、教財道具・耐久消費財にみられる普及率は、比較的高いといえる。しかしながらテレビの普及率は別として、新聞・雑誌・購読率・ラジオの所有率については必ずしも高い文化的水準をえているとはいえない。

VIII 教育状況

当地区の児童は、第三綿村小学校、岡崎中学校の学区にふくまれている。両校ともに、地区から比較的近い距離に位置している。かつて、地区には、未就学、不就学、長期欠席児童などがみられたが、今日では殆んどこれを見ない。しかしながら、一部の児童については、学業成績、知能の点で、一般地区の児童と較べて、多少とも劣るという状況が示されている。さらにまたいわゆる問題行動（非行性）に繋がる可能性をもつ地区児童・青少年も僅かながらに指摘できる。従来の教育水準と比較して、多少ともその上昇傾向がうかがえるが、義務教育程度の修学にとどまるケースもかなりうかがえる。他方、地区の子供会、解放同盟、あるいはその他の地域団体を通じて、児童の学習指導や家庭教育なども実施され、それへの地区住民の参加・関心も積極的になされ、漸次効果をあげてきている。以下において、これらの点を見る。

(1) 両親の学歴：

まず、世帯主および配偶者の学校教育の経験年数についてみると、つぎの結果が示されている。（表39参照）すなわ

ち世帯主の場合、多くは小学校卒業程度の学歴にとどまり、

表 39

事 項	世 帯 主		配 偶 者	
	実 数	(比率)	実 数	(比率)
未 就 学	7	(3.2)	8	(4.6)
小 学 校	97	(44.0)	83	(47.7)
高小・新中	70	(31.9)	65	(37.4)
旧中・高等学校	35	(15.9)	14	(8.0)
専門学校以上	2	(0.9)	0	-
その他各種学校	1	(0.5)	4	(2.3)
NA・DK	8	3.6	0	-
合 計	220	100.0	174	100.0

全体の44割が小学に該当する。また、全世帯主を通じて、義務教育程度の学歴にとどまるケースが大部分を占め、全体の約8割以上をも占めている。そのうち、ことに未就学のケースが7みられることは注目に値する。

さらに、配偶者についてその学歴をみると、世帯主の場合と同様に約9割が義務教育修了程度の学歴にとどまっている。

短大・専門学校・大学以上の学歴を有するものは世帯主については2ケースみられたが配偶者にはいない。また、配偶者の未就学のケースは8である。したがって地区人口の学歴の大部分は、一級地区（五章参照）と比較して低い。また他の家族員については世帯主、配偶者の場合に較べて多少とも、学歴の高い状況が個々のケースを通じて示されるが、これらの多くは30才未満の若い世代の人口に限られている。

(2) 子供の教育への関心

つぎに、世帯主について（満15才以上の子女がいる世帯主）義務教育修了後の子供の進学への関心をみると、つぎの結果が示されている。（一家族に2人以上義務教育課程以下の子女がいる場合には年長者に限って具体的に聞いた）まず男の子供に対しては、「卒業後子供に進学・就職のいずれを送ばせたいか」という質問に寄せた結果をみると、約9割が進学を希望している。（表40参照）その理由については、⁽¹⁾「親に教育がないから」、⁽²⁾「将来の就職のため」、⁽³⁾「子供が望むから」などの理由が示されている。

また、「就職させたい」という希望の理由には⁽⁴⁾「早く仕事

を覚える」。(4)「休いてもらうことが必要」。(5)「生活が着いしので」。ほどの理由がみられる。

他方、女子について親の意見をみると約8割が希望し、男子の場合の多少とも下まわっている。その理由は男子の場合にみたのとほぼ同じである。ただし、就学させることを希望するケースに「女子だから」、と答えたものが若干みられた。なお、進学させたいという希望を示したものの職業階層別にみた有為な差は認められない。

表40 教育への関心

事 項	男 の 子		女 の 子	
	実 数	比 率	実 数	比 率
進学させる	80	82.5	99	89.2
就学させる	17	17.5	12	10.8
非 該 当	(123)	(55.9)	(109)	(49.5)
合 計	97 (220)	100.0	111 (220)	100.0

(3) 学校教育の現状：

つぎに、義務教育課程にある地区児童の特徴につ

いてみれる。小中学校の児童と共通して、成績が低位にあるとい
津実が明らかに指摘できる。いまここで、中学校に通学する
地区児童男35、女45人についてみると、つぎの特徴が示
されている。まづ男子については、1学年の1人(クラス中
上位)3学年の3人(クラス中中位)を除いて他は46人—
48人のクラスのうち、成績順位は最もよいもので35番、
他の大部分は40番以降にある。同様に女子については、1
学年の1人(上の方)、2学年の1人(上位)、3学年の1
人(中位)を除いては、46人—48人のクラスのうち、成
績順位40以後がその大半を占めている。したがって男女の
児童ともに、成績順位はクラス中の下ないしは下のものがき
わめて多い点に留意すべきである。

また、教育扶助を受けているものは、つぎのとおりである。
すなわち1学年の14人、2学年の14人、3学年の15人
がそれに該当する。また、生保を通じての教育扶助は2学年
の4人、3学年の1人がみられる。

つぎに長期欠席状況(50日以上)をみると、つぎの特徴
が示されている。(表41 参照)すなわち一般地区児童の

場合に較べてきわめてその率は高い。例えば昭和34年度の
場合、地区児童 75人のうち 11人、昭和35年度 — 74人
のうち 14人、昭和36年度 — 78人のうち 16人がこれ
に該当する。

表 4/ 長欠状況 (50日以上)

事 項	36年度	35年度	34年度	33年度
全 数	$\frac{55人}{2160人}$	$\frac{36人}{1863}$	$\frac{23人}{1849}$	$\frac{47人}{1562}$
地 区	$\frac{16}{78}$	$\frac{14}{74}$	$\frac{11}{75}$	不 明

さいごに、進学率についてみると、男子児童の $\frac{4}{12}$ うち、
定時制 2人および女子児童の $\frac{9}{9}$ がこれに該当している。
(昭和 36 年度 3月現在) なお、進学率は一般地区児童
の場合に較べてきわめて低いという結果が示されている。な
お、地区児童に対する問題性の検定の結果についてみると、
一般地区児童に比べてかなりの問題行動につながる客観的条
件がうかがえる。例えば家族関係における⁽¹⁾放任、⁽²⁾進学への無
関心、⁽³⁾児童の集団行動への不参加などの状況とともにパース
ナリティ特性の上で多少の問題が残されている。

X X X X

以上を通じて、地区児童の学校教育を中心とする戦略をみ
た。両親は 比較的教育程度が低く、かつ子供の進学を積極
的に求めているのに現実ではその進学率は低いこと。また、
児童の教育環境は学校以外の場、ことに家庭において恵まれ
ることなく、しかも、P.T.A などの出席率は低いことから
も学校教育への関心がないかのようにみえる。しかし、地区
児童のすべてが 問題行動につながる諸条件はいしはパース
ナリティ特性をもつことはなく、また、知能指数を通じての
一部の児童を除いて必ずしも低いとはいえないことは、先の
成績との関連において問題の一つとしてあげられる。

IX. 社会福祉

地区内における社会福祉の問題について、この章では、(1)
公的扶助の受給状況、(2)社会保険の加入状況、(3)地域(福祉)
活動状況などの実態を中心にふれていくことにしたい。

(1) 公的扶助:

まず、生活保護世帯のうち、現在医療扶助を受給している

世帯については19ケース(8.6%)がこれに該当する。また保護打ちり世帯については16ケース(7.3%)みられる。その他の生活保護について、現在受給している世帯は、24ケース(10.9%)とかなり多い。また、保護打ちりの世帯は15ケース(6.8%)がみられる。したがって、地区における生活保護世帯は比較的多くみられる。また福祉年金受給者は14ケース(6.7%)である。京都市域において、生活保護状況の最も顕著に示される地区のうちに同和地区があげられるが、堺林地区においても地域人口当りの保護率は高い。また、被保護の期間が長期化するという事実は、(京都市民生局調査による)被保護の理由が一時的なものではないことを意味する。同調査によれば、半給、併給共に、(1)生計中心者の死亡、欠損、(2)身体障害、(3)老衰、などの理由が多く、他方、(4)生計中心者の疾病、(5)失業、(6)事業の失敗、(7)減収、災害などの一時的理由については少いことが示されている。(表42参照)

同地区内における生活保護率は高い。以上にみたように、特殊なケースに限られており、その数は極めて少い。しかし

表42 公的扶助の受給状況

事 項	現在受給	かつて受給	受給経験なし
医療扶助	19 (8.6)	16 (9.3)	185 (84.1)
その他の生活保護	24 (10.9)	15 (6.8)	181 (82.3)
福祉年金	14 (6.4)	—	206 (93.6)
世帯更生資金	0	—	220 (100.0)

ながら、他にこれに類似するボーダーライン以下の世帯もまだ多くみられることを付記しておく。また世帯更生資金の貸付世帯は、地区内においてはみられない。

(2) 社会保険加入状況

各種の社会保険の加入状況についてみるとつぎの結果が示されている。(表43参照)但し、ここでは世帯主およびその家族員の加入の有無についてみたものである。)健康保険、各種共済組合に加入しているものは、主として工業労務者の大部分であり、その加入率は高い。また、国民健康保険についても、約2割が加入率がみられる。日雇労働者健康保険への加入者の比率も高く、87世帯(39.5%)の加入率がみられる。また、国民年金の受給世帯についても僅かな世帯がこれに該

表 43 各種社会保険加入状況

(実数) (比率)

事 項	加 入	未加入	加 入	未加入
健康保険各種共済組合	98	122	45.0	55.0
国民健康保険	46	174	20.9	79.1
日産労働者健康保険	87	133	39.5	60.5
国民年金	17	203	7.7	92.3
火災保険	22	198	10.0	90.0
生命保険	79	141	35.9	64.1
講 (無 尽)	29	191	13.2	86.8

当している。その他、各種の私保険の場合、火災保険については全世帯の1割、生命保険については、約3.5割の加入率がみられる。他方、講く無尽に加入している世帯は比較的多くみられ、29世帯(13.2%)がこれを利用している点に注目できる。

(3) 地域福祉活動:

地区における解放同盟を中心とした青年、婦人層の積極的

な地域活動状況に対して、あるいは社会教育活動について地区住民が、次第に関心を高めていることは先にふれた。地区住民の社会福祉に対する関心は、地域活動の実態を通じて表示される。すなわち、彼らの生活における問題状況 — コミュニティ・ニードを自身がどの程度認識しているかについては、これを顕在化させその解決のために示された具体的な行動を通じて理解できる。また、その解決方法は、地域組織化という技術的な手段を通じて見出される。したがって、各種の団体組織を通じての地域活動の展開と住民参加の程度は地域福祉の状況を察知する場合有効である。以下に問題別にその状況について大まかな特徴をみる。

(イ) 地区内世帯の「害虫・ねずみ駆除」に対する努力は、約5割がこの種のその経験をえている。また、地区団体のよびかけに応じてこれに参加したものは全体の約4割をも示している。(表 44 参照)

(ロ) しかしながら、従来の「食生活」に関する改善への努力を示した世帯は全体の約1.3割しかみられず、そのうち、団体を通じて(講習会などをふくむ)それを実践したものは

約1割程度にとどまっている。

(イ) 地区における住宅の建築年数は戦時中、戦前からのものも多くみられ、改良住宅をのぞいて部分的には、かなり腐朽・荒廃化しているところがみられる。地区住民のうち、それらの解決のために建築物補修、居住様式の改善などの関心を示したものは、全体の約3割である。そのうち、地域団体を通じてその努力をみたものは、全体の約1.8割程度にとどまっている。(表46参照)

(ロ) また、地区内の道路、下水整備について、努力を示したものは、全体の約4割近くみられる。(表47参照) 道路問題は地区解同などですでにとりあげられた課題でもあり、かつては不備な状況にあった。しかし、地区内における道路は、一部戦時中の疎開を通じて拡大整備され、また、昭和32年以降の1次5ヶ年計画(“中央通り”より北側)および第2次計画(“中央通り”より南側)を通じて、昭和38年中には、幅4~6m以内の道路は全て補修される予定にある。

(ハ) 地域への社会的運動の一環として、公衆道徳に関する課題が公共機関、あるいは地域団体を通じて屢々とりあげられているが、これに対して、とくに関心を示したものは全体

の約2割程度である。その呼びかけを、地域団体を通じて認識しているものについては、全体の約1割程度しかみられない。(表48参照)

(ニ) さらにまた、地区住民の経済生活に最も直接的に関与する、生産的な活動に関心を積極的に示し、それを地域団体を通じて経験しているものは、極めて僅少であり、全体の約5割にも満たない状況が示されている。(表49参照) 市の行政、地区の諸団体を通じて、これらの課題は殆んどとりあげられておらず、また、生産活動への参加条件を地区にもたない。現在、京都市は、当地区の土産業者を改良住宅に収容できないので(倉庫、空地がないため)地区近辺の市有地に集団移動させる計画がある。これは多少とも地区の産業振興の一つとも考慮される。

(ホ) 家族計画に対しての関心は、地区の全世帯該当しない問題ではあるが、全体の約1割は、これへの関心を示している。但し、地域団体を通じての呼びかけに必ずするというよりはむしろ、個別に関心が払われているケースが多い。(表50参照)

(4) さいごに、社会教育活動を中心とする地区内文化活動に関心を示したものは、全世帯のうち、わずか約1割程度にとどまっている。そのうち地域団体のよびかけに応じ、これを地区の問題として積極的な関心を示したものは約0.9割である。(表51参照)

表44 害虫駆除

事項	実数	比率
あり	116	52.7
個人	38	(17.3)
団体	79	(35.4)
なし	104	47.3
合計	220	100.0

表45 食生活改善

事項	実数	比率
あり	29	13.2
個人	22	(10.0)
団体	7	(3.2)
なし	191	86.8
合計	220	100.0

表46 住宅(環境)改善

事項	実数	比率
あり	69	31.4
個人	40	(18.2)
団体	26	(11.8)
不明	3	(1.4)
なし	151	68.6
合計	220	100.0

表47 道路下水整備

事項	実数	比率
あり	87	39.5
個人	39	(17.7)
団体	38	(17.3)
不明	10	(4.5)
なし	133	60.5
合計	220	100.0

表48 公衆道徳

事項	実数	比率
あり	42	19.1
個人	20	(9.1)
団体	10	(4.5)
不明	12	(5.5)
なし	178	80.9
合計	220	100.0

表49 生産的な活動

事項	実数	比率
あり	10	4.5
個人	5	(2.3)
団体	5	(2.3)
なし	210	95.5
合計	220	100.0

表50 家族計画

事項	実数	比率
あり	29	13.2
個人	26	(11.8)
団体	3	(1.4)
なし	191	86.8
合計	220	100.0

表51 文化活動

事項	実数	比率
あり	31	14.1
個人	11	(5.0)
団体	20	(9.1)
なし	189	85.9
合計	220	100.0

x x x x

以上にみたように、鹿ヶ谷地区における従来の問題状況、例えば低所得階層ないしはそれ以下の階層の停滞性、地区の物的、社会的資源の未開発、などの問題とともに、未・不就学・長欠・非行などの地区の児童・青少年問題、住宅、住宅設備、道路その他の物的諸環境に関する問題——について市の行政主権と、これへの解放同盟を中心とする地域団体の積極的な働きかけを通じて、の解決が漸進的に示されている。生活福祉に関する個々の問題を、地域活動の中で、次第にとりあげられ、また地域の解放同盟を中心とする各種団体・組

織の成長はそれによって効果をあげている。地域福祉活動の参加者は、その活動種目に応じて異なるが、家族ぐるみの参加をえている場合もみられる。地区における隣保館・学校などの諸施設の活用とともに、地区内に個々の地域団体の育成・地域組織化に対して、地区住民の側からすれば、なおも部分的に、消極的な態度が示されるが、これらに対する今後の諸対策に期待される。

V. 同和対策事業と財政

(1) 同和行政の沿革

(イ) 戦前の状況

京都の同和事業計画は、大正8年12月、三条地区で地元所有の夜学校を借り受け、託児所を開設したことに始まる。大正末期より昭和初期にかけて、関係地区の隣保館、託児所、公設浴場などの整備をひとのえ、わが国における同和事業の創成につくした。以来昭和20年まで、主として編入関係地区の福祉施設の施設整備を継続した。また他方、生活環境の改善に重きを置き、「不良住宅調査」をはじめ、隣保館の設

置・公設浴場の新設・特別下水道事業・緊急失対事業の実施をみた。その間、昭和ノ七年に地方改善地区整理事業として国の助成をえた。しかしながら、一部地区の道路拡張のみに止まり、住宅改良は未着手のままであった。

(ロ) 終戦より昭和ニ六年までの状況

昭和ニ三年に、市長の諮問機関として「京都市同和問題協議会」を設けられ、また昭和ニ五年よりニ七年にわたって地区の実態調査を行うとともに中断されていた地方改善地区整理事業による道路拡張残工事を実施した。

(ハ) 昭和ニ六年より現在までの現況

昭和ニ六年秋、差別事件（オール・ロマンス事件）を契機として同和对策をおし進めるため、「今後の同和施策運営要綱」を立案し、民生、衛生、建設、教育、水道の各関係部局を網羅した行政執行体制が確立された。その後、特別事業委員会「環境改善事業促進に関する委員会」が設置され、昭和ニ七年より「環境改善事業費」として、従来の同和对策費が大巾に増額計上された。昭和ニ七年までの過去ノ年同事業費総額は約ノ二億円であり、改良住宅五七八戸の建設（

ニ七年予算で建設中のものを含む）をはじめとして、道路拡張舗装、排水路整備、市街灯設置、橋梁改築、共同便所の改修、上下水道整備、公設浴場、隣保館整備、児童公園整備、保育所設置などの実施によつて地区の環境は逐次改善されてきた。

(2) 同和行政および財政の現状：

前節において、京都市における同和行政の沿革をみたが、鹿ヶ谷地区に関しては、つぎの措置がとられている。すなわち、(イ) 隣保館事業は、大正ノ三年五月に設置され、現在敷地面積ノ九、八八四 m^2 、建物延面積三、七ノ、五ノ m^2 の木造二階建、一部平家二棟が設置されている。また、隣保館と併設の保健所分室では、地区における年ノ一回の無料検診の他に、ことに地区人口に顕著にみられるトラコーマへの治療が当所でなされている。隣保事業に関しては、当所で、子供会での学習指導、サークル補導、生活環境改善資金の貸付、改良住宅入居着調査、生活改善指導などの積極的な活動がみられる。また、公設浴場については、昭和ニ三年五月に設置され、現在は鉄筋コンクリート・木造平家建、敷地面積三、五ノ、八五 m^2

建物延面積 169.03 ㎡ の共同浴場が地区住民の利用率を高めている。すでに昭和 35、36 年の両年に亘って改革がなされており、14 オ以上 1 人 1 回につき 13 円 ~ 5 円、14 オ以下 9 円 ~ 3 円の入浴料をえている。一般地区の利用者も現在ではかなりみられる。さらに改良住宅は、昭和 23 年 4 月および昭和 34 年 6 月と 8 月の両月に鉄筋コンクリート 3 階建 48 棟建築され、家賃は、1 オ一住宅の場合 800 円、2 オ、3 オ住宅は各々 1,000 円である。地区において児童公園の設置はみないが、将来設置される予定である。また乳幼児児童保育所は、今年 2 月に開園した。道路の整備は、1 オ期 5 オ年計画が進行中であり、地区の中央通りなどの改修はすでにみられる。

他方また、京都市における昭和 38 年度同和対策事業予算総括表をみるとつぎの通りである。すなわち、同和対策事業費は、昭和 29 年度に京都市において、それまで 400 万 ~ 600 万円程度のものから、4,200 万円に増加し、さらに昭和 34 年度 4,000 万 ~ 5,000 万円、昭和 35 年度には住宅改良法の設定に加えて、1 億 1,000 万円、昭和 36

年、1 億 6,500 万円、昭和 37 年 3 億 3,000 万円が新上され、加えて昭和 38 年は 4 億 6,000 万円の予算が示されている。市域 9 同和地区に対して、昭和 37 年度は市の総予算のうち 2% が、昭和 38 年度は 2.4% がこれに該当する。その割合において 5 大市のうち最も多い割合を示している。また、国庫補助は以上の額のうち、昭和 37 年度は約 1 億円、昭和 38 年度は約 2 億円がこれにふくまれている。地区に対してどの程度これらの予算額が実施されたかは明らかでないが、これらの事業は、列表にあけたとおりである。(別表参照)

別表： 昭和38年度同和对策事業予算総括表

(単位千円)

局 別	事 業 項 目	38年度	37年度	増△減
民 生	隣保地区事業	1058	1076	△ 8
	啓蒙事業	1459	1577	△ 118
	隣保事業	5652	6119	△ 467
	高技能奨励資金給付	3099	733	2366
	大学就学奨励資金給付	809	609	200
	生活環境改善資金貸付	14190	9348	4842
	隣保地区整備	2000	1200	800
新 生	公設浴場改修整備	5000	8000	△ 3000
	隣保地区整備	32880	27590	12290
	計	73157	56252	16905
	トラホーム対策	3596	3889	△ 293
道 路 整 備	共同便所整備	3953	3750	203
	辰己便所分室整備	—	900	△ 900
	計	7549	8539	△ 990
	道 路 整 備	8200	8300	△ 100

土 木	橋 梁 整 備	市 街 燈 整 備	排 水 路 整 備	計
住 宅	1800	1500	300	300
教 育	200	200	0	0
住 宅	3000	2000	1000	1000
教 育	13200	12000	1200	1200
住 宅	358356	235055	123301	123301
教 育	6211	4392	1819	1819
住 宅	3312	3312	0	0
教 育	583	583	0	0
住 宅	1590	1590	0	0
教 育	1000	1068	468	468
住 宅	529	529	0	0
教 育	13225	11474	1751	1751
住 宅	1400	2033	4633	4633
教 育	720	500	220	220
住 宅	800	800	0	0
教 育	468407	326653	141754	141754

(3) 住民の生活欲求：

地区住民の個々の生活次元において示された、不満・悩みあるいは、希望などの、社会的欲求をみるとつぎのとおりである。具体的に、それらの諸欲求を表示したケースは少なく、個々の問題について不満をいだきながらも、屢々欲求が潜在化するという状況がみられる。一応、欲求を示したケースについてみると、全体の僅か19%～40%にとどまっている。回答者に表示された問題点を一応類型化し、以下に例示する。

表 社会的欲求を表示したもの

事 項	回 答 者	(比 率)
家 族 関 係	42	(19.1)
職 業 と 生 計	38	(40.0)
交 際	64	(29.1)
教 育	41	(18.6)
住 宅	68	(29.1)
そ の 他	112	(50.9)

(1) 家族関係 —— 家族生活を置いて、地区住民が表示

した問題は、① 家族の欠損・解体状況に関する悩み、② 子供のしつけ、教育上の問題、③ 家族関係における不和、④ 家族員の疾病、身体障害などについての不満、悩み、⑤ 婚姻関係の狭少性についての問題である。また、⑥ 幼児の保育などに関する悩みも、僅かながらに示されている。また⑦ 家族員の疾病とその治療に関する不満も比較的多くみられた。

(2) 職業と生計 —— 現在の職業および生計上の問題については、地区人口にもっとも多く表示されている。問題呈示の内容は、① 現在の就労する職業種別あるいは、就労状況に対する問題、② 賃金の低いこと、あるいは生計費の不足に関する問題などについて多く不満が示されている。すなわち、具体的に、
「体の自由がきかない」「休みが少い」
「不規則な就労に悩む」などの理由とともに、「体力に相応した転職ができない」、「ほかに適当な仕事がない」などもあげられている。したがって、この種の不満、悩みから、多少とも、耳令階層やその他知識、能力に即応した職業選択の狭少性がうかがえる。

(い) 交 際 —— 交際関係については、全体の割合からすればそれほど強い不満は示されていない。交友関係について、①地区外住民の差別感懐に対する不満、悩みを示すケースが若干みられた。しかしながら多くは②子供を通じての一般地区人口との交際（例えばP、T、Aなど）に劣等的感懐をいだくケースがかなりあげられる。③また、隣接地区の人に「うわさをたてられる」ことに不満を示すケースもみられた。しかしながら、交友関係の範囲はそれほど拡大されないため、顕著な問題は示されていない。

(二) 教 育 —— 子供の教育についての不満、悩みは、家庭教育よりむしろ学校教育について意見が多くみられた。すなわち、①進学させられないこと。②学校の成績が思わしくないこと。③子供が勉強しないこと。などとともに④子供たちの交友関係の範囲が限られていること。⑤学校を通じての交際に困ること。などの諸点があげられている。また他方、子供の「しつけ」、などの家庭教育一般についてはあまり不満を示されていない。

(ホ) 住 宅 —— ①家屋が老朽化していること。②家屋

が狭いこと。③住宅設備 —— こゝに便所・台所などの設備が充分でないこと。④自分の家でないこと。⑤家屋が密集しており火災・衛生上問題があることなどが不満として示されている。こゝに、「古くて住みにくい」、「家が汚いから人を招待できない」、「せまくとも自分の家に住みたい」などの意見が代表的なものとして示されている。

x x x

地区住民は、その現実におかれた社会生活を通じて多くは積極的に不満、悩み、希望を主張せず、「無回答」のケースが多くみられた。しかしながら、先にあげた一部人口の主張にもみられるように、こゝに、家族関係における家族員の解体や結婚に関する問題、あるいはまた現在の「就労形態」に対する不満、生計上の不安、「交際関係」における差別経験、子供の学業成績への不満、「住宅」の老朽・不良性、狭少性などに関する限り、幾多かの不満が地区住民のうちに問題として残されている。

Ⅷ 部落問題意識

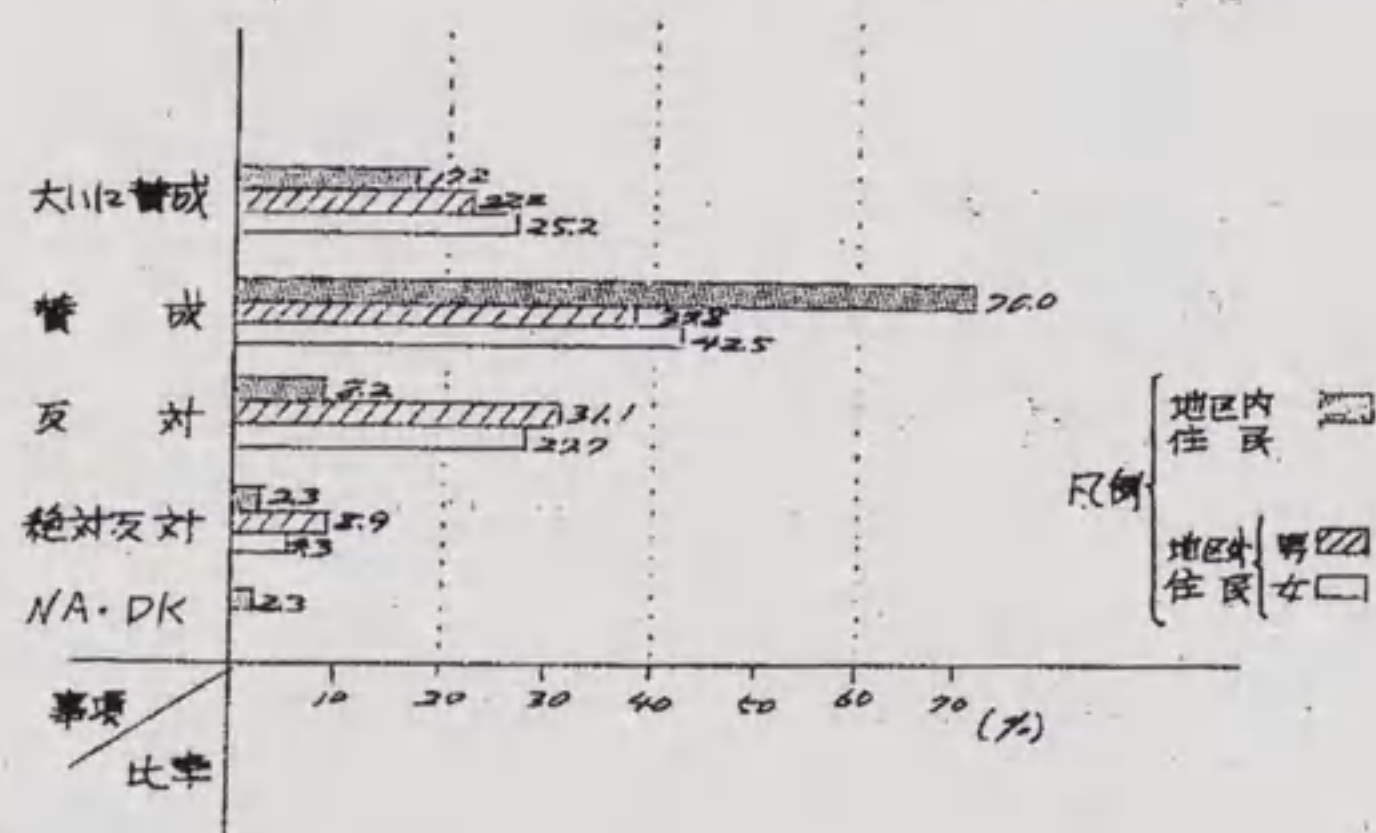
(1) 社会意識

地区住民の一般的な社会意識をみるに当たって、「伝統(前近代)的態度 — 近代的態度」の両軸を指標においてこれをみた。すなわち、その設問は、(1)地元の神社・寺などの伝統的行事に関する態度・意識、(2)結婚・葬式における様式についてこの態度・意識、(3)身分・社会的地位に関する態度・意識(=義理・人情に関する態度・意識)などである。以下にその結果について簡略にふれることにしたい。なお、地区外住民の社会意識との比較は、別にふれることにする。

(1) 伝統的行事 — 神社・寺

「神社や寺は昔からみられる『事・伝統』に対して、これを「今日でも残しておくことは賛成」という意見を示したものが全般的に多く、約9割近くを占めている。積極的に反対するものは僅か5ケース(2.3%)であり、消極的反対も含めて17ケース(8.2%)しかみられずごく僅かである。(四ノ参照)

図1 地元の神社やお寺などの昔からの行事や伝統は、できるだけ今日まで残しておく方がよい。

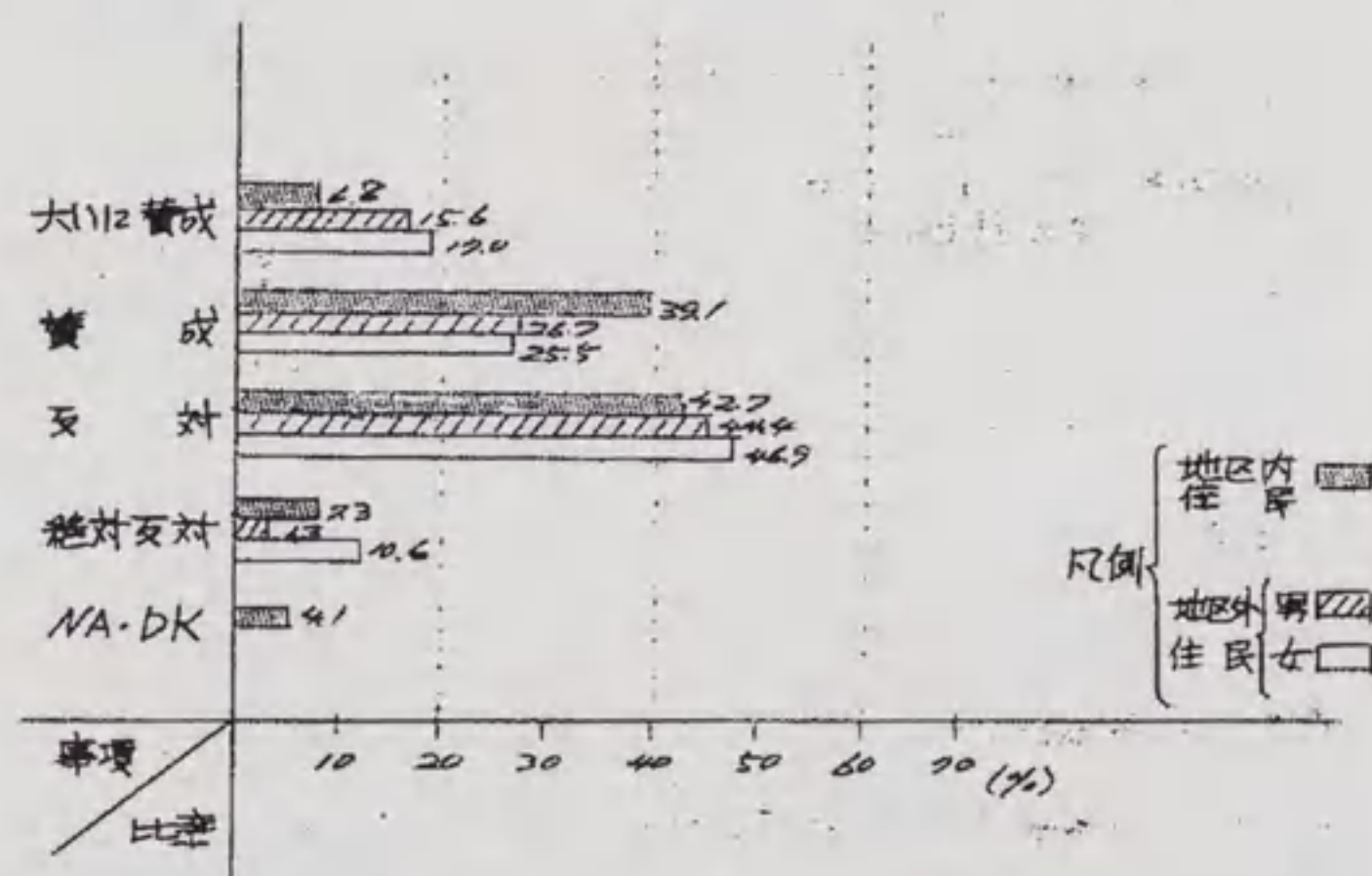


(ロ) 伝統的儀式——結婚・葬式

「結婚・葬式などの伝統的儀式を盛大にすること」に對して反対するものは、比較的多く、全体の約5割を占めている。それに対してこれを消極的に支持するものは比較的多く、約4割近くを占められる。また、積極的に賛成するものは15ケース(6.8%)みられる。ここでは前者の伝統的行事に対する態度・意識に較べて儀礼主義への伝統的感情はそれほど強

く示されていない。(図2参照)

図2 結婚や葬式などは、一生に一度の儀式だから昔のしきたりにしたがって、今日でもできるだけ盛大にすることがよい。

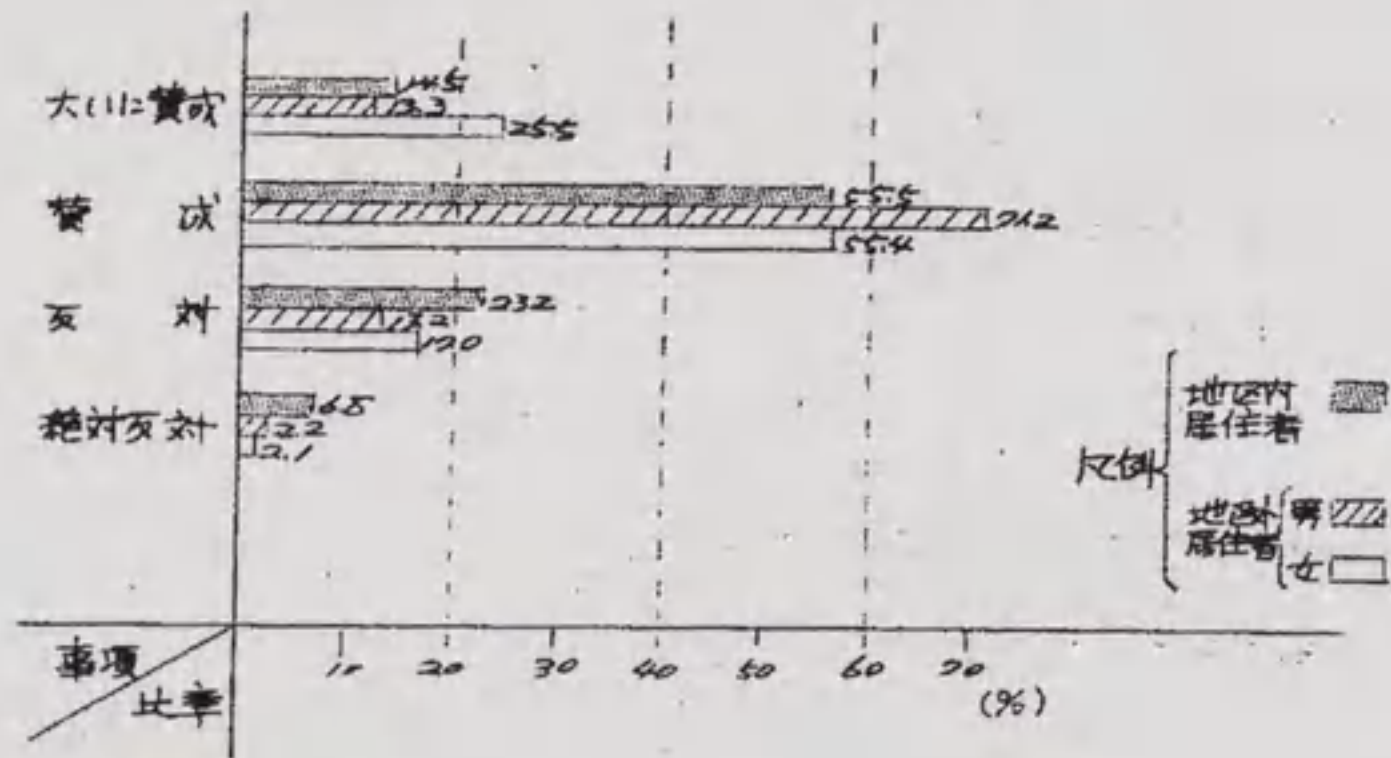


(ハ) 身分・社会的地位

「金持や食ふ人は多くの場合、その生れ、個人の運などによって左右される」とする意見に賛成するものは、きわめて多く約7割近くを占めている。それに対して貧富の原因を、社会制度、体制などの、全体社会に転嫁しているものは全体

の3割程度にとどまっている。(図3参照)

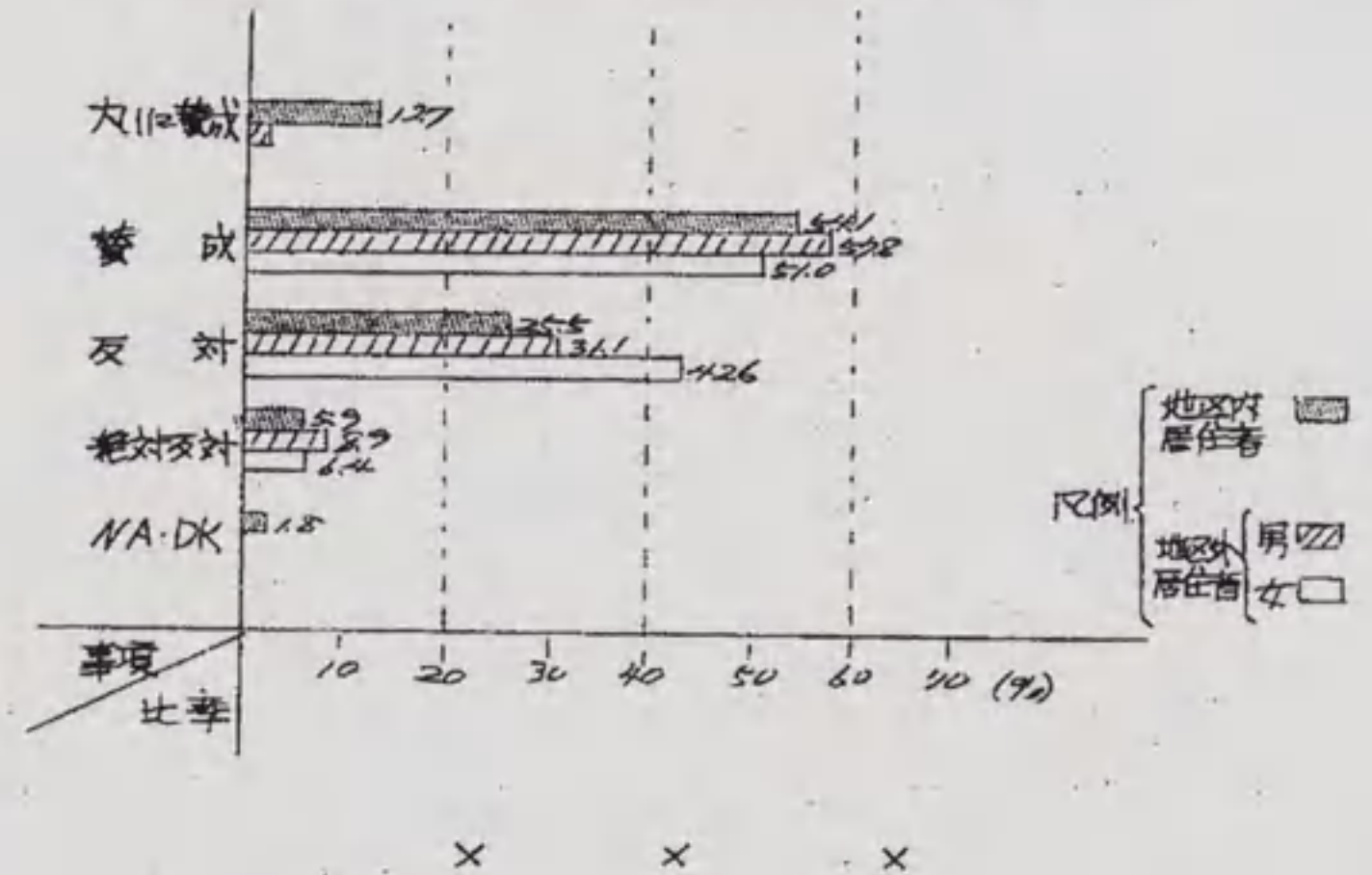
図3 金持や食全人は多くの場合、生まれや個人の理や能力や存まけによって左右されるものである。



(二) 義理と人情

「自分のやりたくないことで、義理のある人からなされたとき引き受ける義務がある」という意見は消極的に賛成するものが多く、全体の約5割近くを占めている。これに対して、積極的な反対を示すものは、僅か6%にとどまっている。したがって義理、人情という前近代的な態度や感情を維持しているものは比較的多い(約7割を占めている)。

図4 自分がやりたくないことで、義理のある人からなされたときは引き受けなければならない。



以上を通じて地区の主として世帯主を対象に、その社会的態度、意識をみたが、全般的には伝統的、前近代的な意識は住民相互の間は、比較的強く残っていることは明らかである。なお例えば、冠婚葬祭に関する簡素化の問題については比較的賛同を示すものが多くみられるがあとでみる地区外住民の社会意識と比較して、地区内住民の場合には、年令階層に応じて、多少の差異は認められるが、かなり伝統的、保守的な

態度を示すものが多くみられる。

(2) 人権意識：

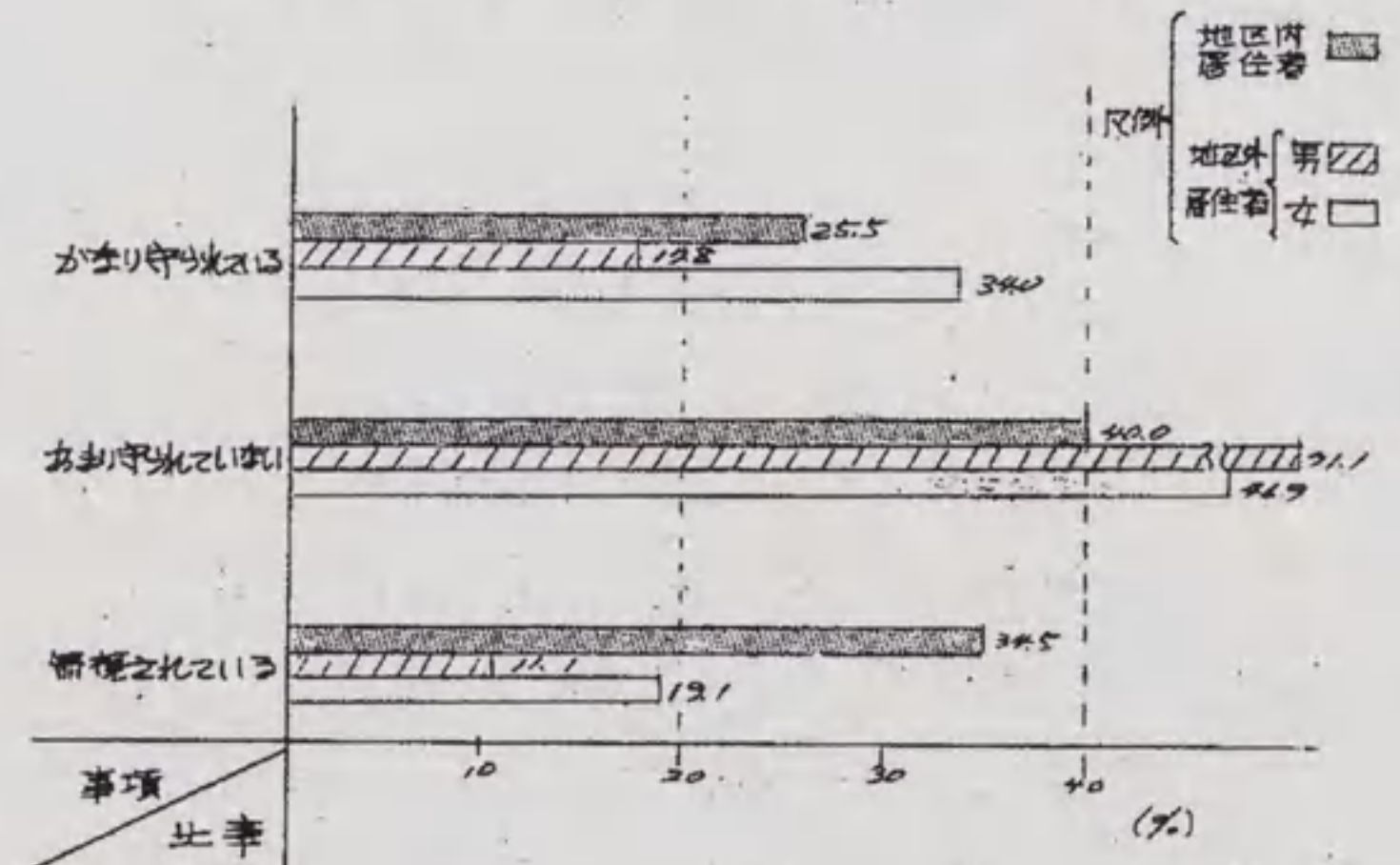
地区住民が直接的に現在経験している差別意識をみるにあたって、つぎの点からその意見をみる。すなわち、(1)生れ、職業および、(2)結婚に関する人権意識について、世間一般に対する評価を求めたものである。以下にそれを見る。

(1) 生れ、職業

ここでは、「生れや職業によって差別してはならない」ということが世間一般で守られているか」とどうかの意見を求めた。これに対して、世間一般にその人権意識が「あまり守られていない」とする意見が多く、全体の約4割を占めている。また、「無視されている」と答えたものは、全体の約3.4割を占めている。これらのケースのうち、直接的な差別行動をかつて経験したものは少い。しかしながら、部落民に対して世間一般が示す態度に漠然とした差別を感じるケースとともに、差別を積極的に意識しようとする態度がこれらのケースのう

ちにみられる。また、「無視されている」と答えただけのものには、多少とも年金階層の低いケース(30~39ないしはそれ以下)が多くみられたことを付け加えておく。(図5参照)

図5 人は「生まれや職業によって、差別してはならない」と憲法にも定められていますが、あなたは世間一般で、このことが守られていると思いますか。

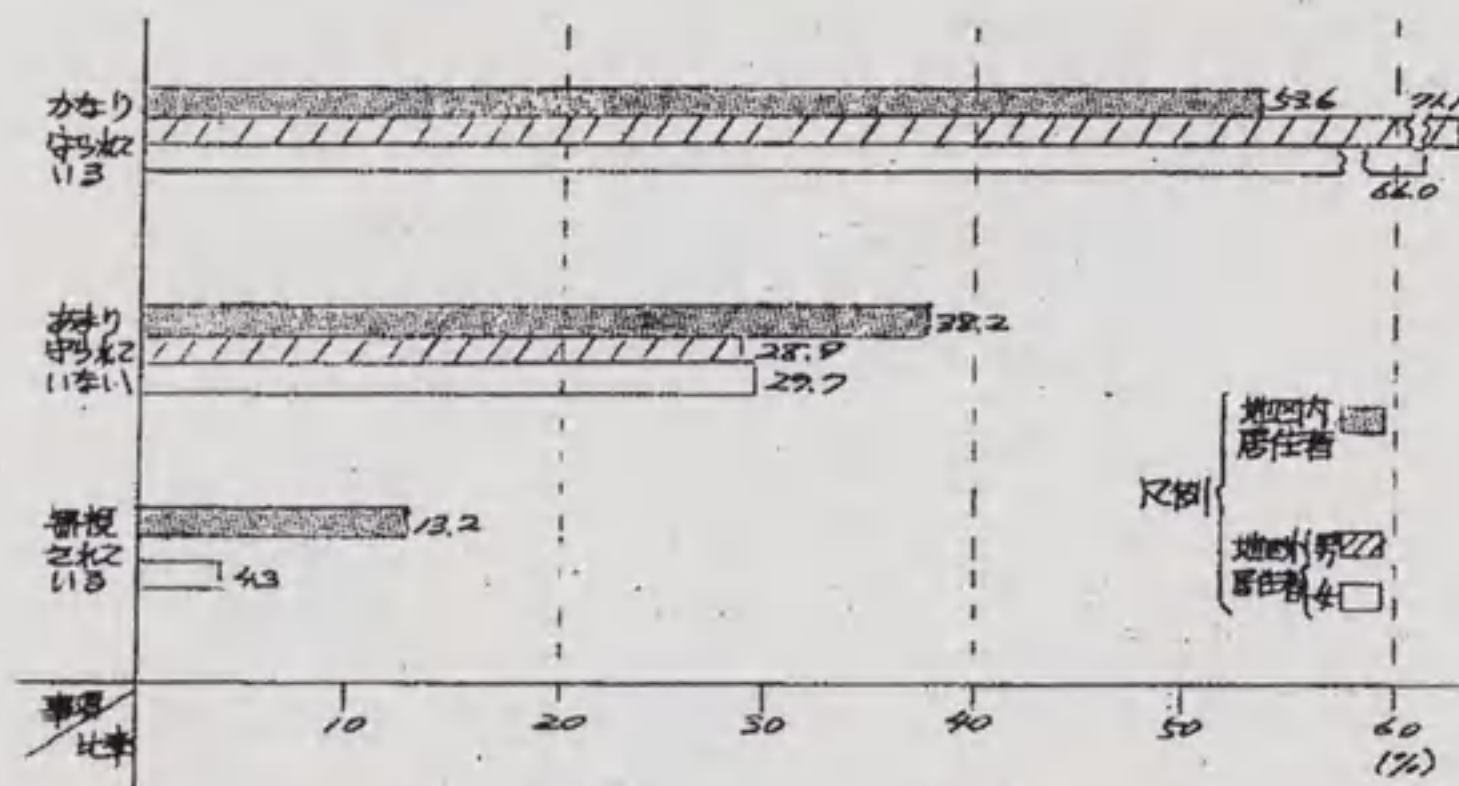


(2) 結婚

つぎに、「結婚に際しての人権意識」をみる。(図6参照)

図6 「結婚」にあたって、人は相手と自由にえらべる」と憲

法にも定められていますが、あなたは世間一般で、このことが守られていると思いますか。



ここでは、個々のケースにおいて経験した直接的な差別がその回答のうちにある程度表示されているとみることができよう。すなわち、「世間一般にあまり守られていない」、「無視されている」とする悲観的な意見を示すものが、全体の約5割近くを占めている。この点については、次節の差別経験の有無を示された結果とも共通して問題を提示している。

× × ×

3.4

世間一般の人権意識について、地区住民の側からみた一般的评价は「あまり守られていない」という意見を多く表示していること。その上、「あまり守られていないようだ」とする悲観的な態度を示すものもまた多いこと、などはことに地区外住民の人権意識と異なる点（地区外住民の場合、「無視されている」とする意見の割合がほとんどみられないこと。）としてことは留意すべきであると思われる。

(3) 差別行動：

差別行動について、地区住民が直接的な経験があるか否かを(1)近所づき合い、(2)PTAを通じての交際、(3)職業上の交際、(4)友人、知人との関係、(5)学校生活上のつき合い、(6)転居の場合、(7)進学の場合、(8)就職の場合、(9)結婚の場合、に分けてみることにした。その大まかな結果についてみると、つぎのとおりである。（別表 参照）

別表・差別言動

差別経験	あり	なし	NA・DK	合計
近隣づきあい	17 (27)	203 (923)		220 (100.0)
P.T.Aなどのつきあい	24 (109)	190 (864)	6 (27)	220 (100.0)
職業上のつきあい	31 (141)	183 (832)	6 (27)	220 (100.0)
友人・知人とのつきあい	21 (95)	198 (90.0)	1 (0.5)	220 (100.0)
学校生活上のつきあい	43 (195)	169 (76.7)	4 (1.8)	220 (100.0)
転居について	8 (3.6)	203 (92.3)	9 (4.1)	220 (100.0)
進学について	16 (73)	195 (88.6)	9 (4.1)	220 (100.0)
就職について	34 (155)	181 (82.3)	5 (2.2)	220 (100.0)
結婚について	27 (123)	188 (85.5)	5 (2.2)	220 (100.0)

3
内

まず、近隣づきあいについて、地区外住民の差別言動を直接経験したものは全体の約1割がみられる。その他P.T.Aのつきあいで差別経験者、24(10.9%)、職業上のつきあいで経験者31(14.1%)、友人・知人のつきあいで経験者21(9.5%)がみられ、最も多く差別言動を経験しているものは、学校生活を通じての43ケース(19.5%)がみられる。さらにまた、結婚に際して直接その差別を

経験したものの24ケース(12.3%)みられる。就職の際には経験したものの34ケース(15.5%)、進学の場合の16ケース(7.3%)、転居の場合の2ケース(0.9%)と続いでみられる。(したがって、地区住民の直接的な差別言動の経験は、主として学校生活や、P.T.Aでのつきあい、あるいは、就職の際により多くみられることを特徴としている。このことは、先に述べたように、地区児童の場合、学力、知能などの面で、問題とされる場合が多く、したがって、児童を通じての交際の場合において、父兄が多少とも直接的にこれらの問題とふれあう機会が多いものと思われる。また、就職に際しても、他の場合と較べて、差別言動の経験者が多く、ことに周辺地区の、一部の小企業、工場から、地区住民の就職が締め出されるという事実から、その点が理解できる。他方、近所づきあいに関して、彼らが直接的な差別の経験をしたものは比較的少い。これは、彼らの日常の行動範囲がそれほど周辺地区にまで拡大されず、また、職業、地域活動などに際しても、周辺一般地区との交際を必要としないし、また積極的に求めようとしない比較的封鎖的な性格を持っていること

などによると考慮される。しかしながら、さらには重要なことは、差別という事実が対照地区と一般地区住民の間に残存している、それが潜在的な意識の次元にとどまり具体的な差別行動として表示される場合が一般地区住民の側にはきわめて稀であることを留意すべきである。この点については地区外住民一般の地区に対する感情・態度においても理解できよう。次節にそれをみる。

(4) 地区外隣接地域住民の社会意識：

この節では、主として法勝寺町、東元王町、永観音堂町、宮の前町、南禅寺北の坊町の隣接地域住民 92 ケース（うち 男 45、女 47 ケース）から得た結果について、地区住民に対する意識・態度・意見などを中心にみていくことにしたい。これら内容に入る前に、地区外対照人口の一般的特性について大まかにふれておくことにしたい。

(1) 対象に選定した一般地区住民は、左京区鹿ヶ谷高岸町

隣接する先にあげた5つの町から対象の数に応じて抽出したものである。この標本について年令別にみると、うまのとりである。すなわち、39才以下=男18、女22、40才-50才=男17、女17、60才以上=男10、女8である。その対象は主として世帯主および配偶者とした。（表1参照）

また学歴別

表1 対象人口の年令構成

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
39才以下	18	22	40.0	46.8
40~59才	17	17	37.8	36.2
60才以上	10	8	22.2	17.0
合 計	45	47	100.0	100.0

標本が全体を通じて約4割、その他は旧制中学校、新制高等学校以上の学歴を有するもの、全体の約3割以上を占めている。また、女子の場合、義務教育程度の学歴にとどまる標本は、全体の約5割程度であり、他の半数は新高・旧高女以上の学歴を有するものである。大学卒については男4 女1

である。(表2参照) したがって、学歴階層別12分2、

表2 学歴

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
小 学 校 卒	9	13	20.0	27.7
新中・高小卒	17	9	37.8	19.1
旧中高女、高校卒	10	23	22.2	48.9
専門学校、短大卒	1	0	2.2	0
大 学 卒	4	1	8.9	2.1
旧 中 中 退	1	1	2.2	2.1
専門学校、大学中退	3		6.7	0
合 計	45	47	100.0	100.0

地区人口と対照的であり、周辺地区の一般居住地区の特性を示している。

また地区への定着性を見ると、戦後は流入したケースは男13、女26あり。多くは戦時中ないしは戦前から現在の地域に居住していたものである。なお、86年以上現住地に居住しているものについては5世帯である。(表3参照)

表3 居住年数

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
1年未満	1	0	2.2	0
1～5	6	10	13.3	21.3
6～10	5	12	11.1	25.2
11～15	1	4	2.2	8.5
16～20	7	3	15.6	6.4
21～25	3	7	6.7	14.9
26～30	5	2	11.1	4.3
31～35	3	1	6.7	2.1
36～40	4	1	8.9	2.1
41～45	1	1	2.2	2.1
46～50	4	1	8.9	2.1
51～55	1	4	2.2	8.5
56年以上	4	1	8.9	2.1
合 計	45	47	100.0	100.0

これらの人口の所属階層は、対象同和地区と対照的に高く、その職業構成においては、経営・管理的職業(商・工・サービス業主をふくむ)および一般職員のホワイトカラーである。これらの人口については以下にその特徴をみる。

(A) 同和地区との交際関係:

同和地区人口の、同和地区人口との交際関係についてみるとつぎの特徴があげられる。(表4参照)まず、同表に、交際関係の内容を別にして、その知人の有無をみると、女の

表4 交際関係(同和地区の知人の有無)

性別	実 数			比 率		
	かなりある	少しある	ない	かなりある	少しある	ない
男	0	24	21	0	53.3	46.7
女	4	15	28	8.5	31.9	59.6

の場合には「いない」というケースが多く、男47%、女60%を占めている。また、比較的親密な交際関係をえているケースは僅かしかみられない。すなわち男の場合、「かなりいる」と答えなケースは0であり、「少しある」という回答は24ケース(53%)にとどまっている。また女子の場合は「かなりある」と答えな4ケース(9%)の他は、また「少しある」という程度にとどまり、殆んど交際の機会をもたないと同様の状態をえている場合が多い。

つぎに、その交際関係の結果をみると、つぎのとおりであ

る。すなわち、「親しく交際している」と答えなケースは男4、女3程度にとどまり、交際があつても親しくつき合う機会を殆んどもたないもの(男20=44%、女19=40%)あるいは「交際の機会を全くもたないもの」がきわめて多く、男女ともに全体の約4割がみられる。(表5参照)交際関係を、地区内にえているものについて内容をみると、つぎのとおりである。すなわち、男女ともに交友関係をえているケースは少ないが、それについて、個々のケースをみると、商売上、P.T.A.などの会合を通じて「なれ顔見知り」程度のつき合いは

表5 交友関係

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
親しく交際している	4	3	8.9	6.4
あまり交際していない	20	19	44.4	40.4
交 際 は な い	21	25	46.7	53.2
合 計	45	47	100.0	100.0

とどまり、親しく交際しているケースについても、しながつて「普通の人と変わらずにつき合う——親しいつき合い関係に

ある」と答えをごく僅かにケースを除いては、大部分が形式的な交友関係しかみられない。

さらにまた、同和地区に交友関係を求めている人口を含めて、「もし同和地区人口と交際のお機会を生じた場合、あなたは何れに会おうとは思いませんか」という質問に対しては、「交際を控える＝男20(44%)女23(49%)」ケースがみられ、深い交際関係を少くとも積極的には求めている。(表6参照)しながら、以上の限りにおいては一般地区人

表6 地区人口との交際

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
なめらわすに交際する	25	24	45.6	51.1
交際をひかえる	20	23	44.4	48.9
合 計	45	47	100.0	100.0

口は少くともその大部分が同和地区人口との交友関係を求ることに抵抗を感じている。しかし、「交際をする」と答えたりはみられる態度はあくまで一般地区住民のタテマエとしての形式的な回答にすぎない場合が多いことは、つぎの結果

からと明らかにされる。

(B) 差別言動について

まず、「鹿ヶ谷・高岸町」が未解放部落であることを知っているかどうかについてみると、男女ともに「知っている」場合が多い。「知らない」と答えただけは、男4(8.9%)、女7(14.9%)であり、多くは比較的最近に当地区に居住したものである。また、周辺地区を地区との距離に応じては、有無の差は示されていない。さらにここで、同和地区住民に対する「差別意識」が、現在もなお残されているか否かについてこの意見を求めると、つぎの結果が示されている。(表7参照)

表7 地区・地区人口への差別

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
非常に差別されている	5	2	11.1	4.3
多少は差別されている	28	31	62.2	66.0
差別されていない	12	14	26.7	29.7
合 計	45	47	100.0	100.0

この結果については、前節にみた地区住民の人権意識との対照的な傾向がみられる。すなわち「差別されていない」とする意見は、男12(26.7%)女14(29.2%)というケースが示されている。また、「多少は差別が残存するが殆んど今日では、みられないだろう」とする素観的な意見を示したものが男28(62.2%)女31(66.7%)であり、差別を卒直に認めているものは1割に満たない。

しかしながら、一般に同和地区居住人口に対する差別を、どういう根拠に基づいて示すかをみるとつぎの結果が示される。すなわち男女ともに「言動が粗暴である」とするものがきわめて多く、男23(51.1%)、女28(59.6%)の割合がみられる。また、「生活程度がひどい」「住むところがちがう」と答えたものが比較的多くみられる。その他「職業が違ふ」、「生れが違ふ」とするものもみられ、身分的な対鎖性がここでも示されている。その他「人種がちがう」「けがれている」などの点に差別の基準を求めているものもまた僅かながらにみられる。(表8参照)

ついで、地区の居住者に対する差別感情をいなくに至った

動機をみると、つぎのとおりである。(表9参照)すなわち

表8

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
人種がちがう	2	2	4.4	4.3
生れがちがう	2	10	4.4	21
職業がちがう	2	2	4.4	4.3
住むところがちがう	3	2	6.7	4.3
生活程度がひどい	6	8	13.3	17.0
言動が粗暴である	23	28	51.1	59.6
けがれている		1		2.1
その他	11	7	24.4	14.9
(非 談 話)	12	14	26.7	29.8

回答者の一部は、「その他」の比率に示されるように、「はくせんど」、「なんどなく」ときわめてあいまいな動機がみられるが、主として近隣の人々からの、地区居住者に対する積まってきた上記の知識や解釈をえている場合が比較的多くみられ、男19ケース(42.2%)、女26ケース(53.3%)がこれにあたる。ついで、「家庭できいた」、「学校できい

表9

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
家できいた	8	7	17.8	14.9
学校できいた	5	5	11.1	10.6
職場できいた	1	1	2.2	2.1
近所できいた	19	26	42.2	55.3
その他	11	6	24.4	12.8
(非該当)	12	14	26.7	29.8

た」、「職場できいた」などの順位が示されている。

こうして、「差別感情」、あるいは「差別行動」に対する周辺地区住民の一般的な態度をみると、女の場合、26ケース(55%)が、「間違っている」とする、否定的な態度を示している。しかしながら、「ある程度差別はあっても仕方がない」とするケースが男女ともに、比較的多く、ことに男の22ケース(48.8%)は目立っている。(表10参照)

表10

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
当然だ	3	3	6.7	6.4
ある程度は仕方ない	22	15	48.8	31.9
間違っている	13	26	28.6	55.3
回答なし	4	3	8.9	6.4
合 計	45	47	100.0	100.0

(C) 地区に対する感情、態度

つぎに、対象地区が、「以前に比べて良くなったか否か」についての意見を求めると、つぎの結果が示されている。

(表11参照)すなわち、「よくなった」とするものが全体の約7割程度を占め、「あまり変わらない」とする約2割のケースをはるかに上まわっている。また、「わるくなった」とするものは、極めて僅かしかみられない。地区周辺居住者の「よくなった」とする率は、主として地域の道路および居住

表11

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
よくなっている	30	35	66.7	74.5
あまり変わらない	9	8	20.0	17.0
かえって悪くなった	2	1	4.4	2.1
し っ ち ない	4	3	8.9	6.4
合 計	45	47	100.0	100.0

などの物的な性格環境および、地区住居の一般的な性格に対する評価として示されている。個々のケースから明らかにすると、(イ)悪徳家屋がなくなった。(ロ)非衛生な感じがなくなった。(ハ)なんどなく家並がきれいになった。(ニ)住い方がよくなった。などの物的な環境の変化に対する評価がみられる。他方また、(イ)地区の人々の粗暴な態度、行動がみられなくなった。(ロ)身なりがよくなったようだ。(ハ)地区に不良がいなくなった。(ニ)何となく、気持の上で落着ける。(ホ)自由に話しかけるなどの点が、個々のケースを通じてあげられ地区全体の改善を多少とも認めている。

(118~120)

また、一般的にいつて、同和地区の差別を徹底する条件として、周辺地区の住民はつきのことと考慮している。(表12参照)すなわち、部分的に残された地区の劣悪な生活環境に

表12

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
生活環境をよくすること	12	29	26.7	61.7
貧乏をなくすること	2	2	4.4	4.3
経済を豊かにすること	5	4	11.1	8.5
教育をたかめること	11	19	24.4	40.4
人権を尊重すること	6	4	13.3	8.5
そ の 他	7	1	15.6	2.1

ここでは住宅、居住環境、生活態度などを意味する)の改善を考慮すること、教育水準を高めることに多くの意見が集中し、また経済生活における水準の高揚と貧乏をなくすることなどの一般的意見もまた、多少とも示されている。それに対して、地区人口以外の人々の問題として、「人権を尊重すること」という意見を示したものは、僅かなケースにとどまり、男6

(121)

ケース(13.3%)と4ケース(8.5%)しかみられないことは留意すべきである。

また、以上の条件を完全に満たした場合においても「差別はいかにして残ると思うか」という質問に対して男と女の割合が、「差別されないだろう」とする積極的な意見を示している。他方またそれでは「差別される」とするものは僅かしかみられないとしても、「多少は差別される」と答えたものは、男と女、女約々割合近くみられたことは留意すべきである。(表13参照)

われらの解決策として、すなわち、差別撤廃の対策としてそれを、「地区住民自主的解決」か「国、市町村の公的な施策を

表13

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
差別される	2	1	4.4	2.1
多少は差別される	9	18	20.0	38.3
差別されない	32	24	71.1	51.1
わからない	2	4	4.4	8.5
合 計	45	47	100.0	100.0

通じてこの解決」のいずれに求めるべきかの意見をみると、

つぎの結果が示される。すなわち、男子標本の場合は、後者は、女子の場合は前者にそれぞれ両者の意見を分けている。

「その他」は「地区住居と公的諸施策の両者を通じて差別は解消される」とする意見以外に「自然に解決される」などの意見がふくま

表14

る。(表14参照)

× × ×
地区外周辺地区
の住民は、一応当
数未解放部落地区
および人口に対し

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
住民の自主的解決にまかせる	14	21	31.1	44.7
国、市(町村)が解決に力を入れる	23	18	51.1	38.3
そ の 他	8	8	17.8	17.0
合 計	45	47	100.0	100.0

て、それほど強い差別感情を言動において具体的に表示することはない。しかしながら「ある程度は差別があつて仕方がない」、「将来とも多少は差別感情は残るだろう。」とする意見にもみられるように、地区への対策が完全に実施をみた将来において、もし差別に関する積極的な否定を期待しないケースが僅かながらにも認められる。地区内の物的生活環境や、住民の性格、態度に関して、以前との比較が、多少と

「よくなった」ことを認めながらも、いざとして、地区外住民は潜在的な態度や感情のうち、かなり程度、地区およびその住民を一般と区別してゐることが、調査員の面接の過程を通じて明らかにされている。また、差別について、「自分は他人を差別しないが、これは一般的に認められることがないので仕方がない」と答え、差別原因を世間一般の責任に転嫁しようとするケースが比較的多く認められた。しかも、これらの一般地区住民にとって、形式的には差別言動を否定しながらも、具体的な交際の場合において、(すまわち交友、結婚、男女間の交際など)これを積極的には、かつ深く求めず、また、その機会をえていない。勿論差別意識については性別、年齢別、職業階層別、学歴別により多少とも差異が認められる。たとえば、比較的若い世代の年齢階層でしかも義務教育以上の教育年限を得ているケース、あるいは居住年数がまだ浅いもののうちには、当該地区に対する抱持感情はあまりみられない。しかしながら、中年以上の、比較的学歴の高い住民の場合、「差別」を認めないながらも、インタビューの過程を通じて、極度に回答に慎重かつ警戒的な態度を示したことは付記しておく。

(D) 社会態度

つぎに、地区外住民一般の社会的態度、人権意識についてみる。この点については、前節に地区外住民の態度をみたが、これとの比較の上に考慮していく(前節図ノ～図々参照)

(1) 伝統的行事 — 神社

まず、神社、寺についての伝統的行事に関して「これを守ることに賛成」とするケースが多く、地区住民の場合と同様に約6割以上もみられる。しかしながら、地区内住民の場合と較べて消極的な反対を示すケースは多く、男31%、女28%とみられる。また積極的にこれを否定するものは先きと同様に僅かである。

但し、一応、否定的態度を示したものは、地区住民にみられた割合をさらに上まわっている。(前節図ノ参照)

(2) 伝統的儀式 — 結婚、葬式

結婚、葬式などの儀式に対してこれを盛大にすることへの積極的な賛成者は地区住民の場合を上まわり、男16%、女17%（地区住民-7%）の割合がみられる。それに対して、また、簡素化を目指す割合男、4.5% 女4.7%をも占めており、積極的ながらも反対を示すケースは地区内人口の場合若干上まわっている。

(い) 身分・社会的地位

貧富の差について、それと「生れや運などの個人的・身分的な条件にもとづくものである」とする意見に賛同するものは極めて多く、男の約8割、女の約6割がこれに該当する。したがって貧富の差を個人的な問題としてとらえる場合が多くみられる。この点についてはさきにみた地区住民の場合と同じである。

(二) 義理、人情

義理、人情などの前近代的態度を消極的にせよ肯定するのは比較的多く、約5割以上を占めている。それに対して、これに否定的態度を表示するのは、男子の場合約40%、女子の場合約50%とみられる。この傾向には、地区住民の態度にみた特徴との相違が指摘できる。

x x x

前節において、地区住民の社会意識とどうした前近代的・伝統的態度は、地区外周辺地区住民の場合にも同様に認められる。結婚葬式の簡素化に関して、賛成を示す割合は少ないが、地元の伝統、対人関係における義理、身分意識などに関する伝統性が地区内住民の場合と比べて、その比率は多少とも下まわりながら、多くは、い然として残されていることは明らかである。ただし、これらの態度一環についても、性別、年齢別階層に応じて多少の違いがみられる。ことに若い世代の義務教育以上の学歴をもつケースに多少とも近代的態度が示されている点は地区住民のケースとも共通してみられ

(E) 人権意識

(1) 生れ・職業

つぎに、「生れや職業によって人は差別してはならない」という身分・職業に対する人権意識をみると、つぎの特徴が示される。(前節図を参照)。すなわち、世間一般で「あまり守られていない」とする意見は比較的多く、男の7割、女の5割近くを占めている。しかしながら、「かなり守られている」とするケースは女の場合は約3割、男のケースの場合は2割がみられる。しかしながら、「無視されている」と答えたケースは少く、男の11.1%、女の12.1%にとどまり、地区住民の35%をかなり下まわっている。この点については、地区外住民の場合、かなり楽観的な人権意識への評価を示しているといえよう。

(1) 結 婚

また、結婚に関する人権意識をみると、さきの地区住民の場合と較べて、多少の差異がうかがえる。(前節図を参照) すなわち、「かなりえられている」と答えたケースは、男の71%、女の66%、の割合がみられ、地区内住民の54%を上まわっている。それに対して、「あまりえられていない」あるいは「無視されている」と答えたケースは、地区内住民の割合に比べて少ない。したがって、ここでも、地区外住民の結婚問題を早いとする人権意識について、楽観的かつ、無関心の態度が示されているといえよう。

× × ×

前節においてみた地区内住民の人権意識に対する評価において、「あまり守られていない」とする悲観的な態度が比較的多く、しかもその分のケースのうち、直接的な差別言動を経験している場合が多少ともみられた。他方、地区外住民の場合、結婚に際して、「差別はないだろう」という態度を示

すものが比較的多いという事実には留意すべきである。また、その回答を示したケースは「世間一般では守られている」と主張し、必ずしも、ケース自身のとる態度を表示しているものではないことは、「交友関係の範囲」あるいはその内容、程度やまた、地区が改善されたとしても「多少はその住民を区別する」あるいは「区別されても仕方がない」という一般的態度から理解できる。

地区外住民の一般の状況、および未解放部落に対する態度を個々のケースからみると、つぎの結果が示されている。すなわち、(1)差別問題についての一部の意見は「一般住民は差別感情をいだかないのに、地区人口の側が孤立し、分断しようとする」としてその責任を地区住民自体に転嫁していること。(2)他方また、地区に対する従来の諸施策が、近年において急速に進展し、その改善が公的な機関を通じて地区のみに対して示されたことに対する多少の抵抗感情である。それらの感情はまた、つぎの諸事実にも関連している。すなわち、(1)従来の不良環境地区としての性格がそのために多少ともなくなり、従来主として物的生活環境に示された顕著な

部落問題を直接感知しなくなったこと。(2)従来みられた地区人口の粗糲さ、非行、犯罪につながる青少年の不良化が、地区内の解放同盟を中心とする諸団体、あるいは隣保館などのサービス活動によって、住民自体の問題解決への自覚が多少とも高まり、それらの問題が漸次解決されるに至ったこと、などである。

地区内における物的諸条件の改良が進展したとしても、部落問題の課題として、地区内のいざなとして未解決のまま残された食団階層の集り、職業選択、通婚関係、交際の狭少性あるいは、児童、青少年の就学問題、などがあげられ、同時に地区外住民のうちにいぜんとして残された潜在的な差別感情などの問題については、今後の対策の上でとくに留意されるべきであると思われる。

京都市同和地区要図

